

玉野市の地域概況等を踏まえた計画の策定方針

1. 玉野市の地域概況整理

(1) 位置・地勢

本市の位置図は図 1-1 に示すとおりです。

本市は、岡山県の南端、児島半島の基部に位置し、北は岡山市、西は倉敷市に接しています。市の面積は 103.58 km²（2023（令和 5）年 1 月 1 日現在）、東西 16.2 km、南北 14.3 km、海岸線延長約 44 km で、瀬戸内海の美しい自然に恵まれた、風光明媚で温暖な気候の地域です。

市内の主要な山岳としては金甲山、常山などがあります。また、市西部を南から北へ流れて児島湾に注いでいる鴨川は流路延長が最も長く、上流部には市内最大の天王池があります。（表 1-1～表 1-3 参照）

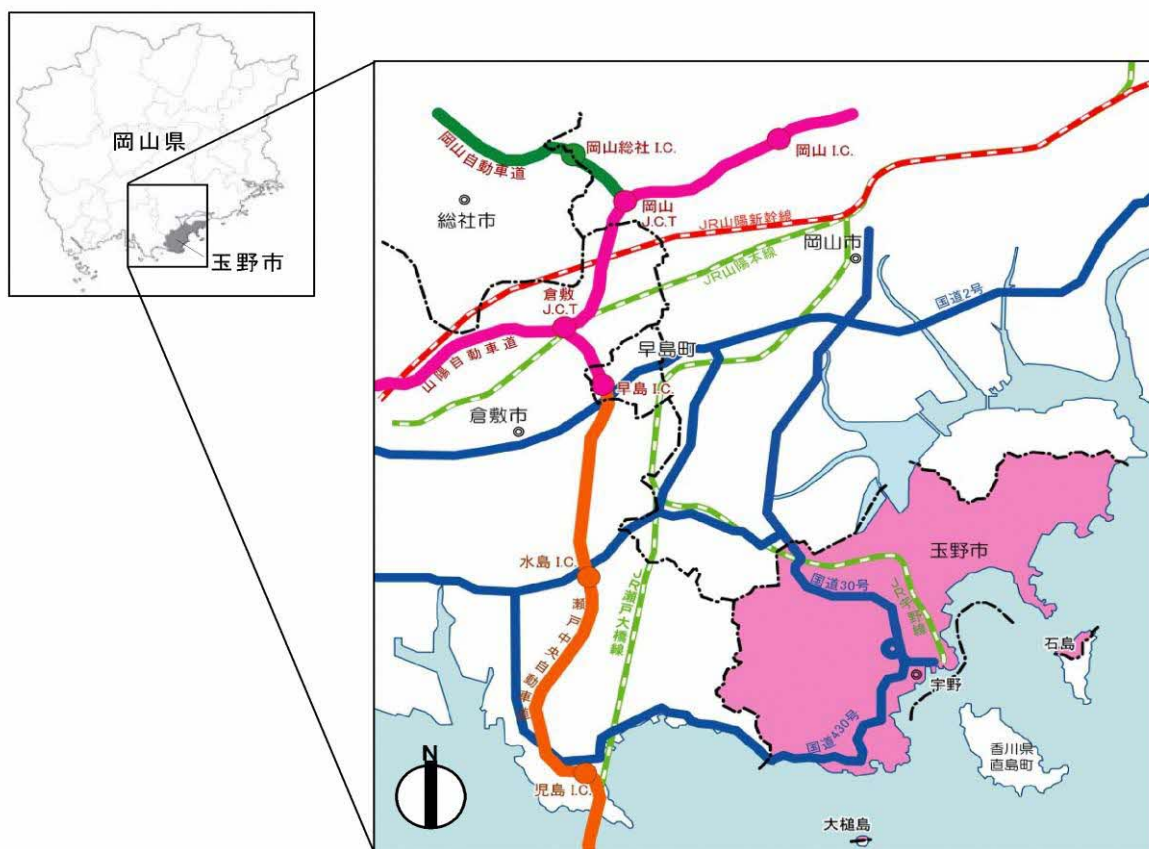


図 1-1 本市の位置図

表 1-1 本市内の主要山岳（令和 6 年 3 月 31 日現在）

名 称	位 置	標 高
金甲山	見石	403.1m
常山	用吉・宇藤木・木目	306.8m
東光寺山	西田井地・東田井地	283.1m
十禅寺山	田井・八浜	236.0m
新割山	渋川	233.9m
麦飯山	槌ヶ原	232.3m
大乘権山	八浜	217.0m
高旗山	大崎・田井	214.0m
日向山	大崎・八浜	201.0m

出典：地形図（国土地理院）

表 1-2 本市内の主要河川（令和 6 年 10 月 1 日現在）

河 川 名	流路延長 (m)	利用状況	川 幅 (m)		
			上流	中流	下流
鴨 川	6,641	用排水	5.0	25.0	100.0
長谷川	3,000	用排水	7.0	10.0	25.0
白砂川	2,546	排水	2.0	5.0	10.0
新 川	1,920	排水	5.0	5.0	8.0
瓶割川	1,730	工業排水	2.0	4.0	6.0
丹後川	1,484	用排水	3.0	4.0	6.0
北原川	1,474	排水	2.0	4.0	15.0
神谷川	1,460	用排水	2.0	4.0	5.0
汐入川	1,450	排水	5.0	10.0	25.0
笠掛川	1,420	用排水	3.0	5.0	10.0
宮 川	4,850	用排水	5.0	15.0	25.0
庄田川	2,050	用排水	3.0	5.0	9.0
宇藤木川	3,750	用排水	5.0	11.0	30.0
宗津川	880	用排水	4.0	5.0	5.0

出典：玉野市土木課

表 1-3 本市内の主要池沼（令和 6 年 4 月 1 日現在）

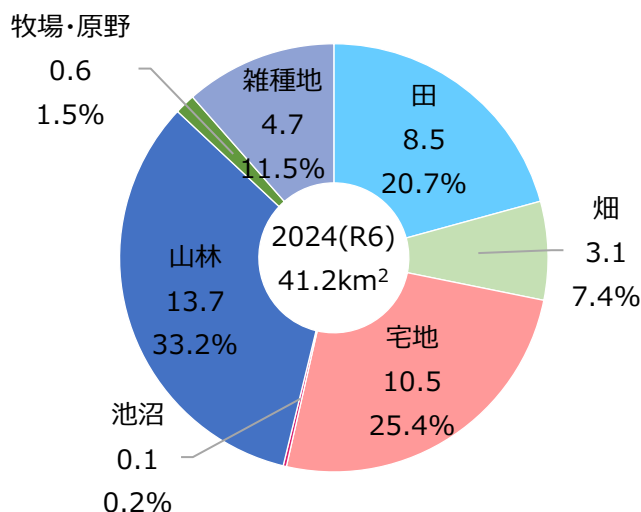
名 称	所在地	満水面積 (m ²)	貯水量 (m ³)
天王池	長尾	100,000	526,600
中 池	田井・深山	36,000	110,000
伊達池	//	41,000	82,000
長谷上池	上山坂	35,000	201,000
大 池	宇野	33,000	45,400
三掘池	滝	31,000	62,000
長谷下池	上山坂	27,000	90,800
赤松池	田井・深山	26,000	53,400
中ノ谷池	槌ヶ原	24,000	76,000
芋尺池	長尾	21,000	84,200
坂川下池	滝	21,000	32,000
山田大池	山田	19,000	62,200
中 池	槌ヶ原	16,000	89,000
角作池	//	15,000	64,000
馬ノ子池	滝	13,000	97,400

出典：玉野市農林水産課

(2) 土地利用

本市の土地利用状況は図 2-1 に示すとおりです。

本市の地目別面積（課税対象地面積：41.2 km²）の割合は、山林が 33.2%で最も多く、次いで農用地（田・畑）が 28.1%、宅地（住宅・商業・工業用地）が 25.4%等となっています。なお、宅地のうち、工業用地や住宅用地の一部は、臨海地域の埋立によって造成されたものです。



※各面積は評価総地積であり、非課税地積は含んでいない。

図 2-1 本市の土地利用の状況

出典：固定資産概要書等報告書 令和 6 年 1 月 1 日現在（玉野市税務課）

(3) 人口及び世帯数

本市の人口は図 3-1、世帯数は図 3-2 に示すとおりです。

2023（令和 5）年度の本市の人口は 54,946 人、世帯数は 26,976 世帯となっており、減少傾向で推移しています。人口・世帯数は、ともに岡山県全体の約 3%を占めています。

また、本市の高齢化率は、図 3-3 に示すとおり増加傾向で推移しており、2023（令和 5）年度には 39.1%まで増加し、岡山県の高齢化率（図 3-4 参照）を大幅に超えている状況となっています。

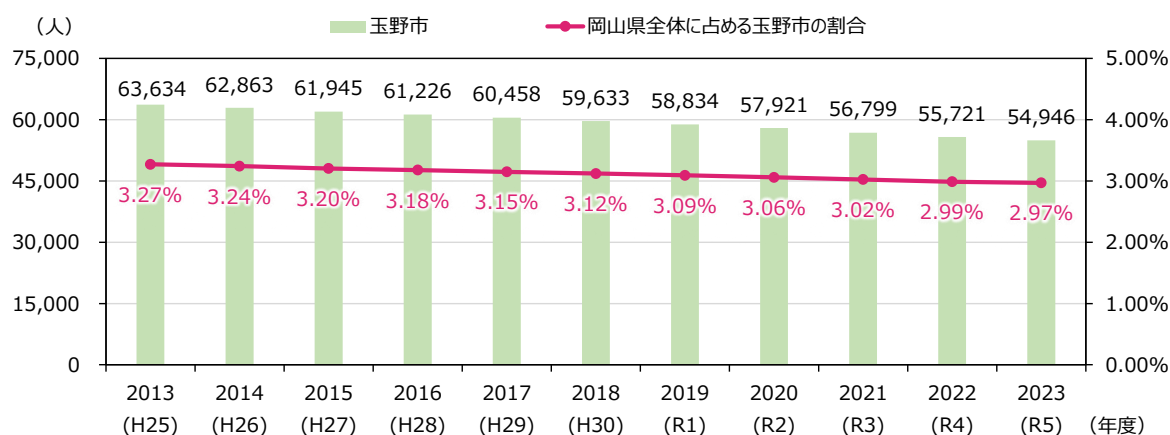


図 3-1 人口

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

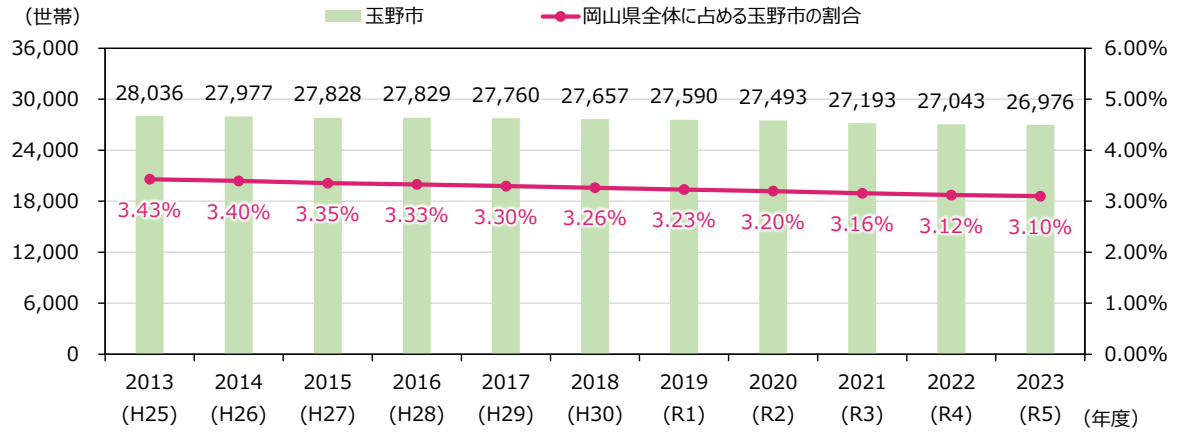


図 3-2 世帯数

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

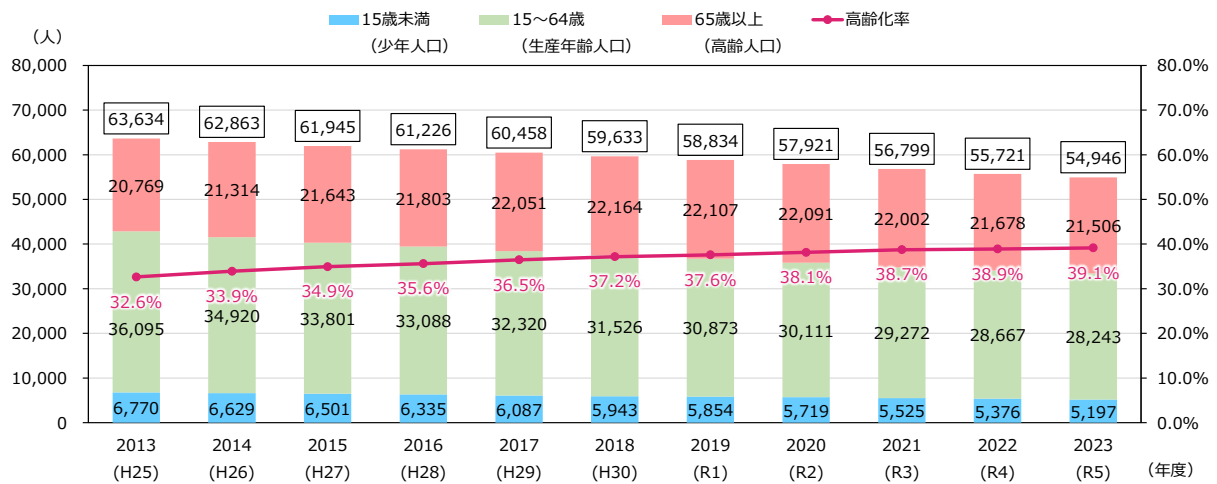


図 3-3 本市の年齢3区分別人口及び高齢化率

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

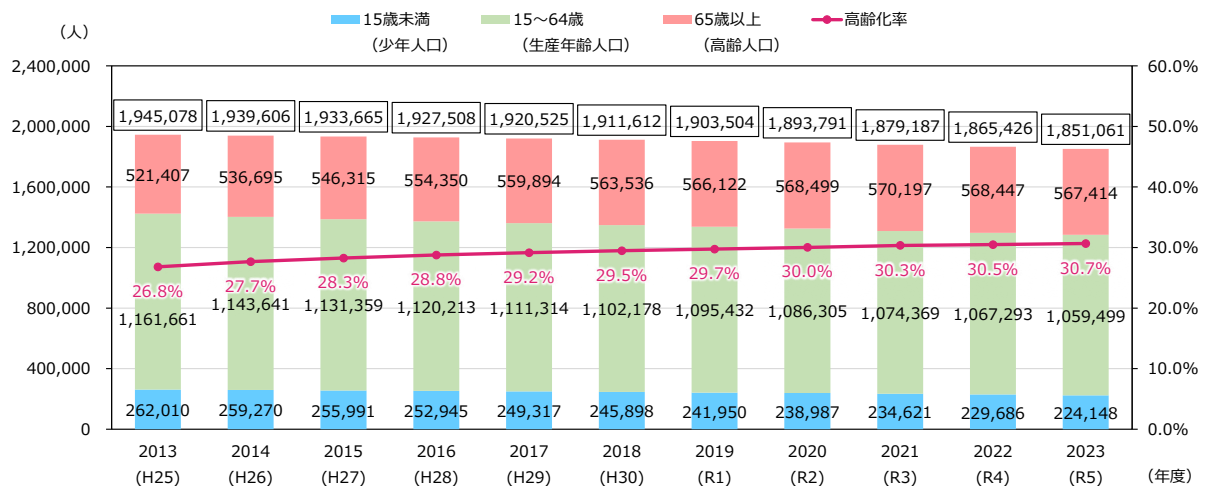


図 3-4 岡山県の年齢3区分別人口及び高齢化率

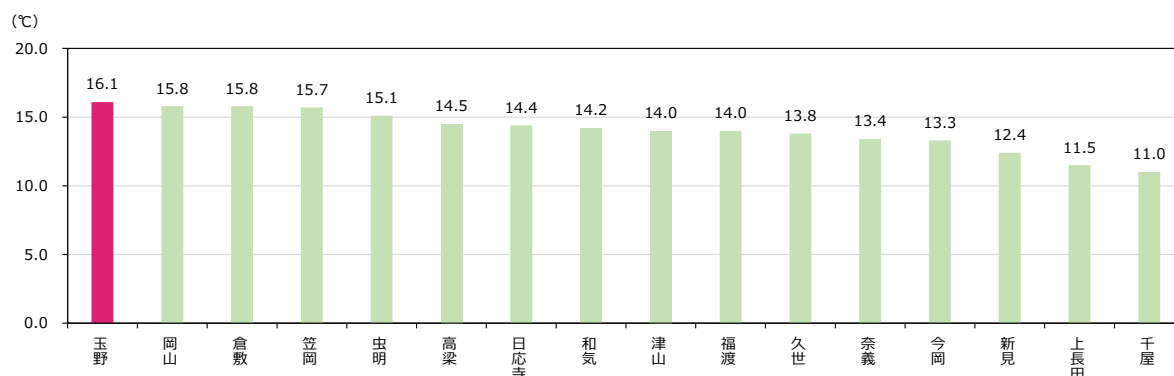
出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

(4) 気象

① 気温・降水量

本市の平均気温（平年値）は 16.1℃と温暖な気候で、降水量（平年値）は 1,039 mmと雨が少ない典型的な瀬戸内式気候を示し、四季を通じ激しい気候の変化がない地域です。

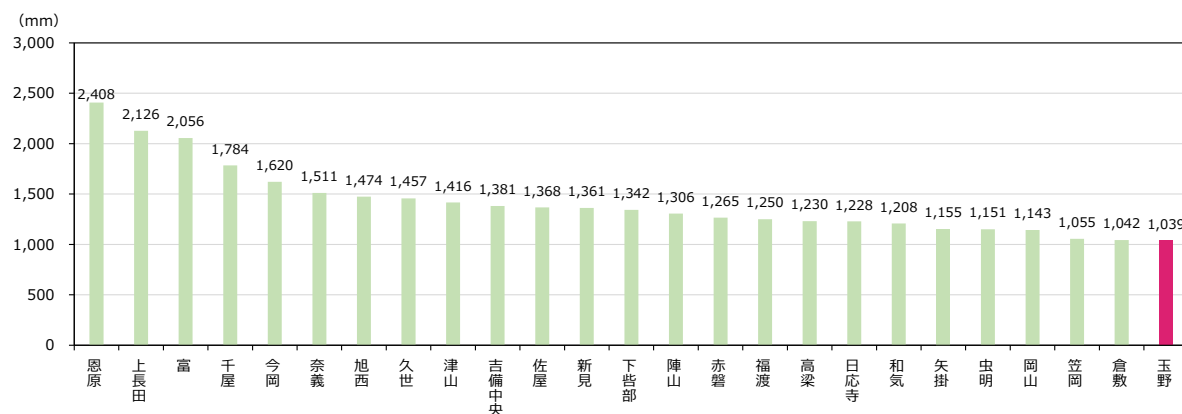
岡山県内の気象観測所（表 4-1 及び図 4-3 参照）における平均気温及び降水量は、図 4-1 及び図 4-2 に示すとおりであり、本市は気温が最も高く、降水量が最も少なくなっています。



※1991-2020 年の 30 年間の観測値の平均をもとに算出

図 4-1 岡山県内観測所の平均気温（平年値※）

出典：気象庁 HP



※1991-2020 年の 30 年間の観測値の平均をもとに算出

図 4-2 岡山県内観測所の降水量（平年値※）

出典：気象庁 HP

表 4-1 岡山県内の気象観測所（令和 7 年 7 月 7 日現在）

観測所名	かな名	所在地	海面上の 高さ(m)	観測所名	かな名	所在地	海面上の 高さ(m)
上長田	かみながた	真庭市蒜山上長田	430	吉備中央	きびちゅうおう	加賀郡吉備中央町北	340
恩原	おんがわ	苫田郡鏡野町上斎原	734	福渡	ふかつ	岡山市北区建部町福渡	63
千屋	ちや	新見市千屋	525	和気	わき	和気郡和気町吉田	35
富	とみ	苫田郡鏡野町富西谷	480	高梁	たかひら	高梁市落合町近似	60
奈義	なりぎ	勝田郡奈義町荒内西字大池	212	日応寺	ひおうじ	岡山市北区日応寺 岡山航空気象観測所	239
今岡	いまおか	美作市今岡	207	佐屋	さや	井原市芳井町佐屋	390
久世	くせ	真庭市中島	144	矢掛	やかけ	小田郡矢掛町東三成	18
津山	つやま	津山市林田 津山特別地域気象観測所	146	岡山	おかやま	岡山市北区津島中 岡山地方気象台	5
新見	にいみ	新見市足見堂の下	393	岡山	おかやま	岡山市北区下石井	3
下皆部	しもがべ	真庭市下皆部	180	虫明	むしあけ	瀬戸内市邑久町虫明	10
旭西	あしたにし	久米郡美咲町西	230	倉敷	くらしき	倉敷市中央	3
赤磐	あかひ	赤磐市黒本	56	笠岡	かさおか	笠岡市カブト東町	0
陣山	じんさん	高梁市松原町字松岡陣山	529	玉野	たまの	玉野市宇野	2

出典：気象庁 HP

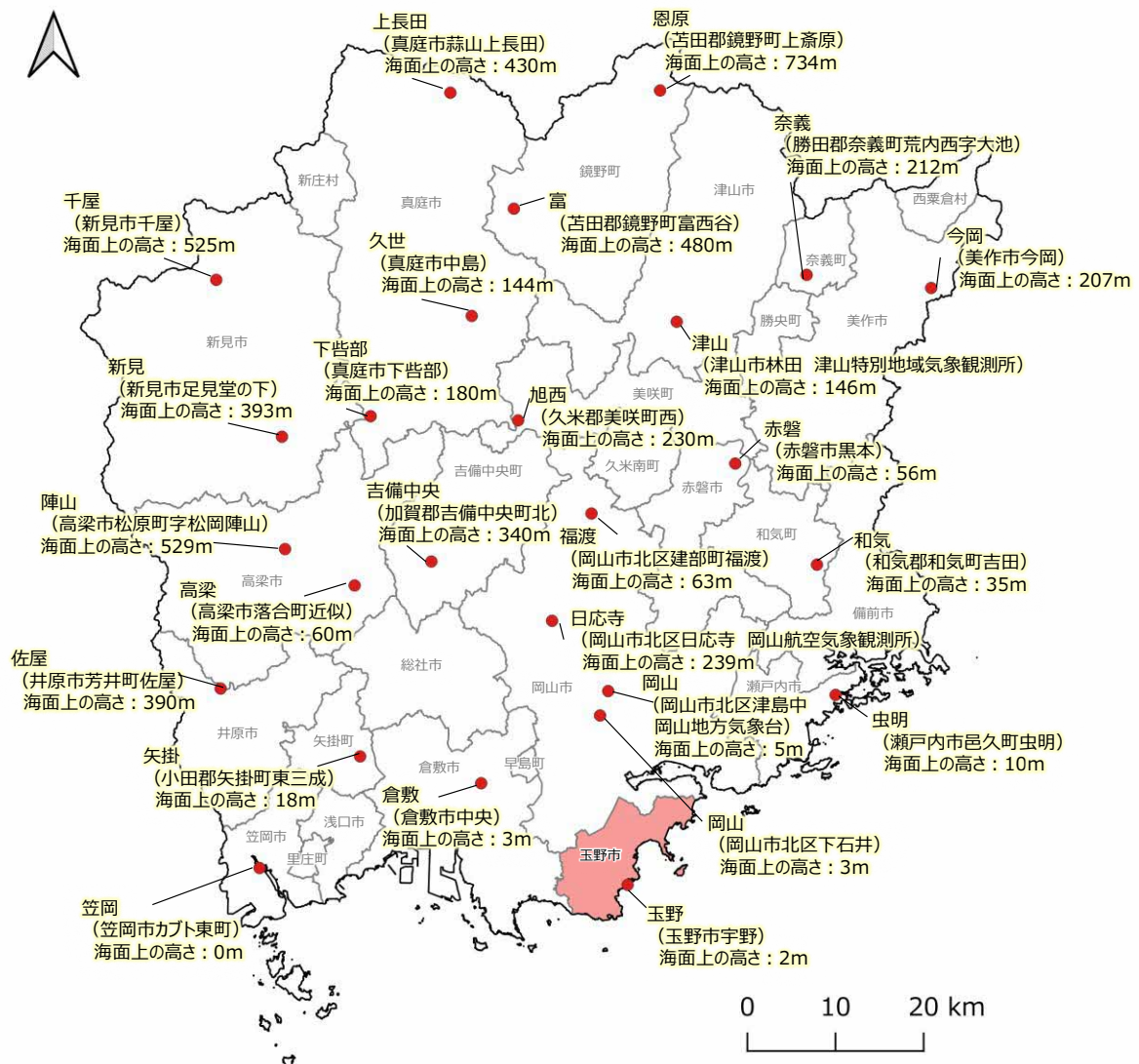


図 4-3 岡山県内の気象観測所（令和 7 年 7 月 7 日現在）

出典：気象庁 HP を参考に作成

② 真夏日・猛暑日

本市の真夏日（最高気温が30℃以上の日）及び猛暑日（最高気温が35℃以上の日）の日数は
図 4-4 及び図 4-5 に示すとおり、増加傾向で推移しています。

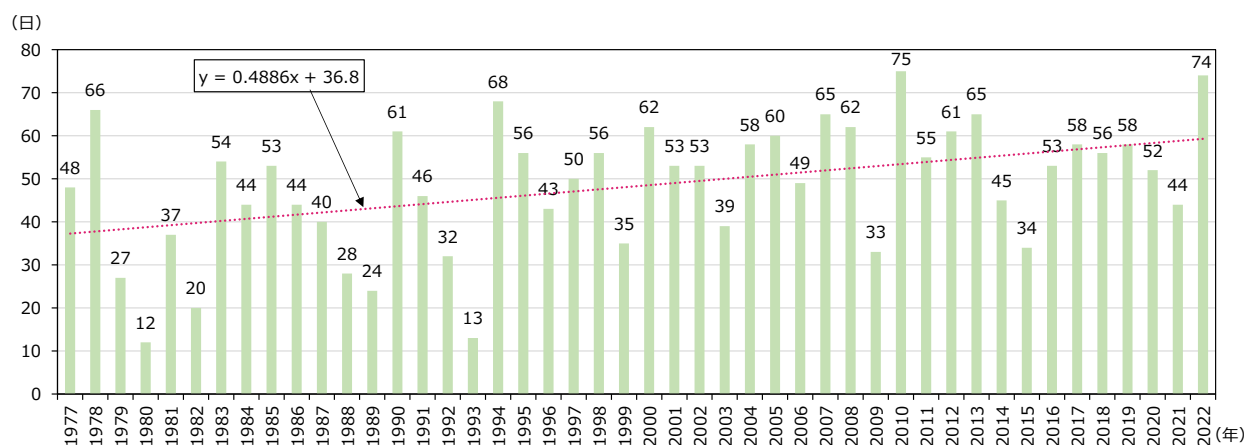


図 4-4 真夏日（最高気温が30℃以上の日）の推移（玉野観測所）

出典：気象庁 HP

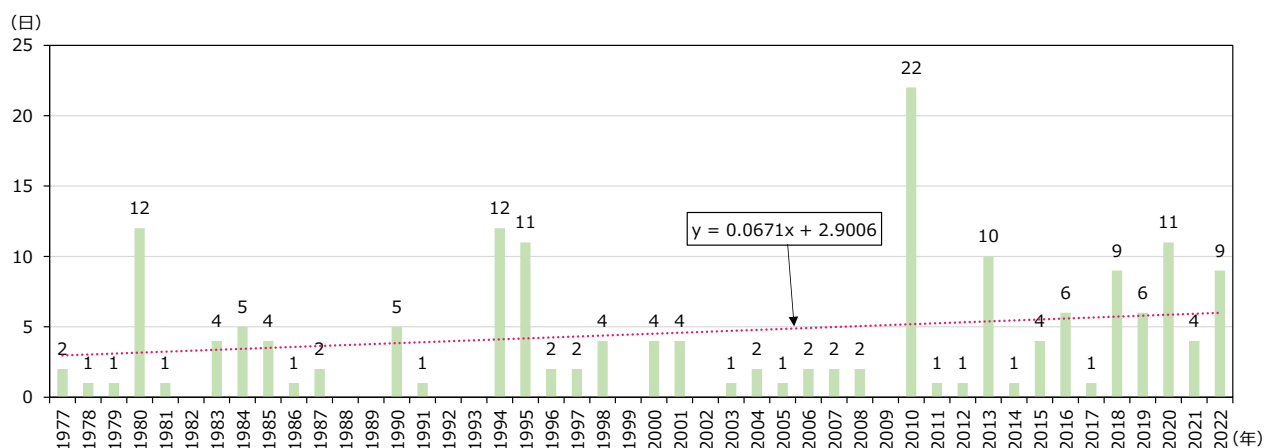


図 4-5 猛暑日（最高気温が35℃以上の日）の推移（玉野観測所）

出典：気象庁 HP

③ 日照時間

本市の年間日照時間（1991-2020 年の 30 年間の観測値の平均）は表 4-2 に示すとおり、2,187 時間（全国平均 1,916 時間）と全国平均や他都道府県と比較して日照時間が豊富となっています。そのため、太陽エネルギーを利用するうえで恵まれた地域であるといえます。

表 4-2 日照時間（平年値※）

順位	都道府県	年間日照時間
1	甲府市（山梨県）	2,226
—	玉野市（岡山県）	2,187
2	高知市（高知県）	2,160
3	前橋市（群馬県）	2,154
4	静岡市（静岡県）	2,152
5	名古屋市（愛知県）	2,141
～	～	～
15	岡山市（岡山県）	2,034
～	～	～
47	秋田市（秋田県）	1,527
全国平均		1,916

※1991-2020 年の 30 年間の観測値の平均を基に算出

※日照時間は他都道府県庁所在地との比較を行っているが、埼玉県（熊谷市）、滋賀県（彦根市）のみ、都道府県庁所在地以外となっている

出典：気象庁 HP

(5) 産業

① 産業別就業者数

本市の産業別就業者数の構成比は図 5-1、産業大分類別就業者数は図 5-2 に示すとおりです。

本市の 2020（令和 2）年の就業者数（15 歳以上の就業者）は 27,171 人で、産業別の構成比では、第三次産業が 65.1%を占め最も多く、次いで第二次産業が 32.2%、第一次産業が 2.7%となっています。また、第一次産業、第二次産業の就業者が減り、第三次産業の就業者が増加しています。

岡山県全体と比較すると、本市は第二次産業の占める割合が高くなっています。

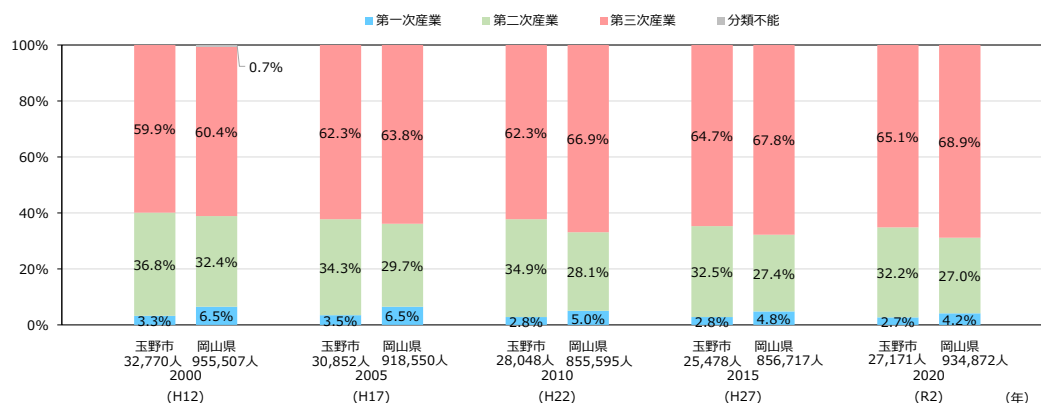


図 5-1 産業別就業者数の構成比（15 歳以上の就業者）

出典：「国勢調査 都道府県・市区町村別の主な結果」（総務省統計局）

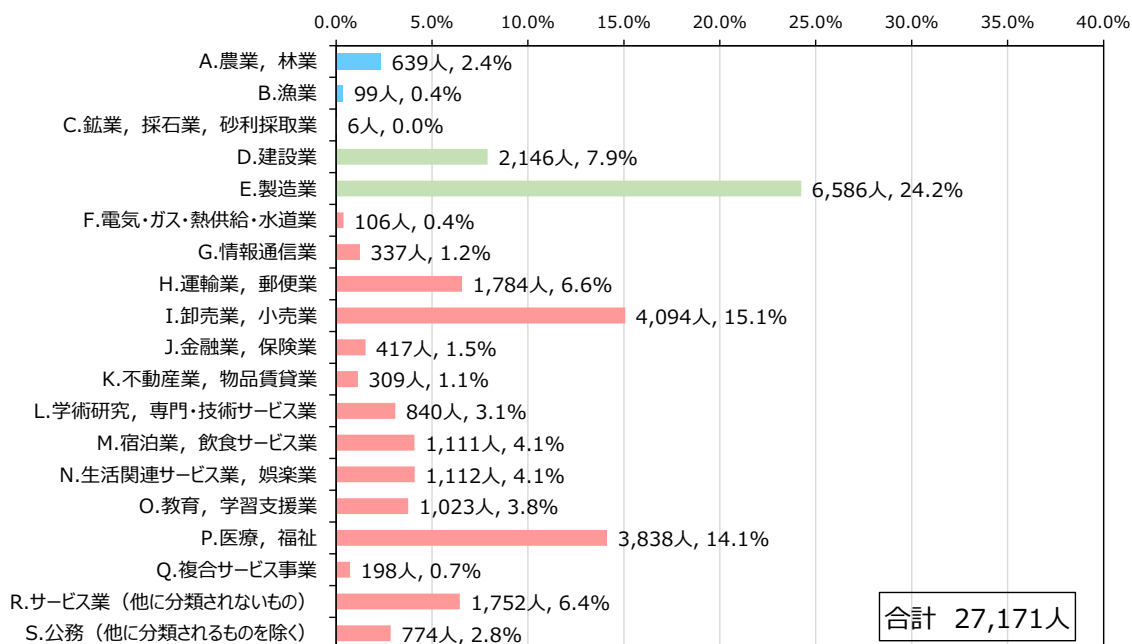


図 5-2 産業大分類別就業者数（15 歳以上の就業者）（2020（令和 2）年）

出典：「国勢調査 都道府県・市区町村別の主な結果」（総務省統計局）

② 製造業

本市の製造業の製造品出荷額等は図 5-3 に示すとおりです。

2022（令和 4）年における本市の製造品出荷額等は 3,333.3 億円となっており、岡山県全体の 3.44%を占めています。

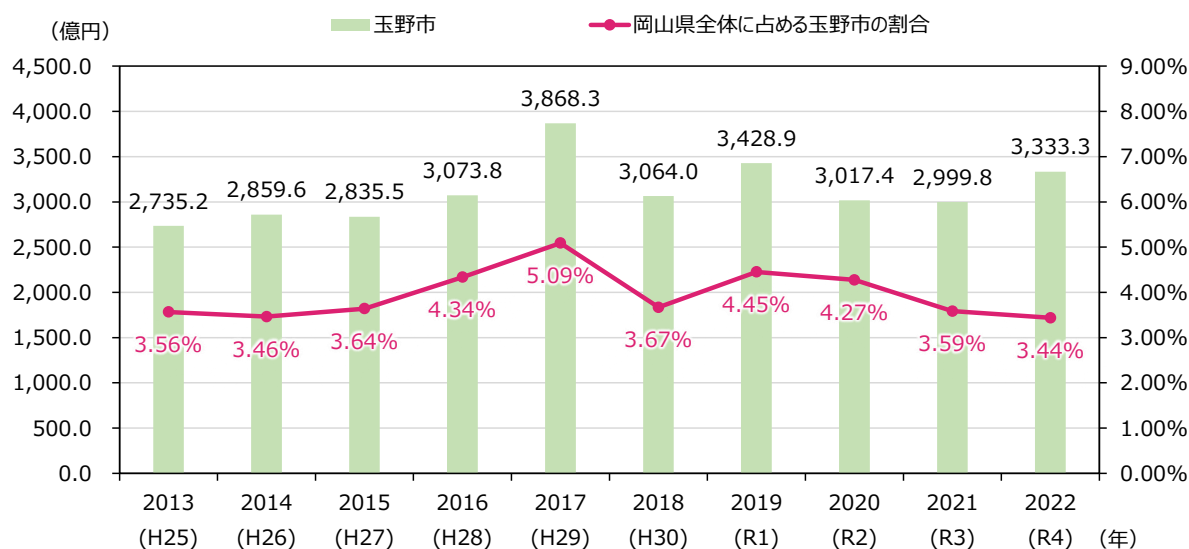


図 5-3 製造業の製造品出荷額等

出典：「平成 25 年、平成 26 年 工業統計表 [市区町村編]」（経済産業省大臣官房調査統計グループ）

「平成 28 年、令和 3 年 経済センサス－活動調査 製造業（市区町村編）」（総務省・経済産業省）

「平成 29 年、平成 30 年、2019 年、2020 年 工業統計表「地域別統計表」」（経済産業省大臣官房調査統計グループ）

「2022 年、2023 年経済構造実態調査 製造業事業所調査結果」（総務省・経済産業省）

③ 農林業

本市の農林業経営体数は図 5-4、農業産出額は図 5-5 に示すとおりです。

本市の農林業経営体数は減少傾向にあり、2020（令和 2）年には 343 経営体となっており、10 年間で 142 経営体（29.3%）が減少しています。

2023（令和 5）年の農業産出額は 15.7 億円であり、そのすべてを耕種農業が占めています。農林業経営体数、農業産出額ともに岡山県全体の約 1% を占めています。

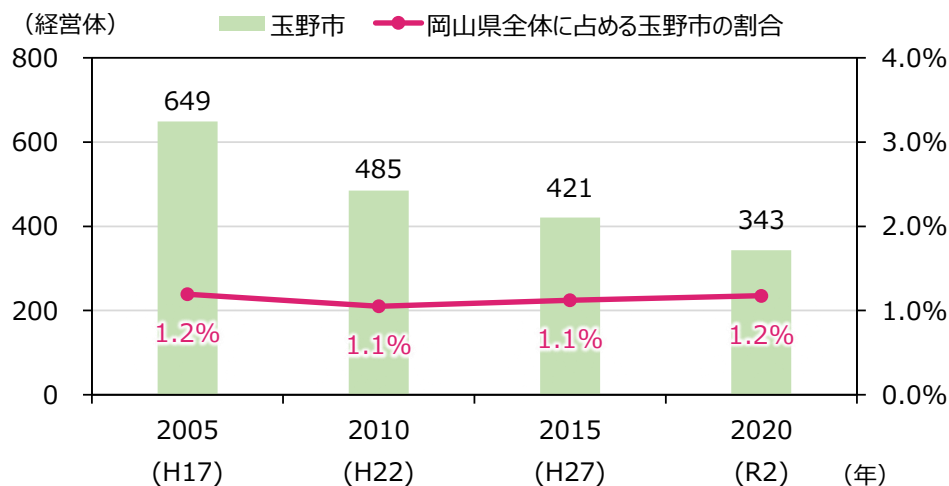


図 5-4 農林業経営体数

出典：農林業センサス（農林水産省）

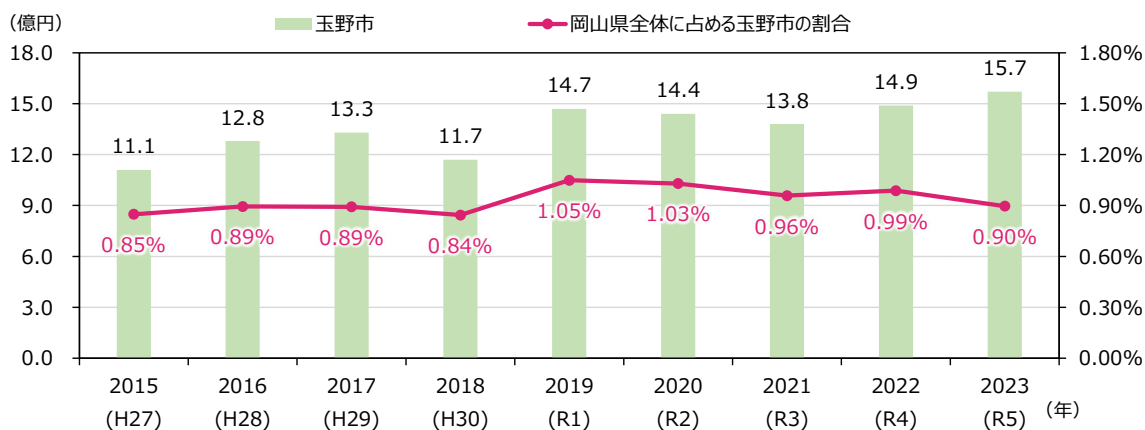


図 5-5 農業産出額

出典：市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）

④ 漁業

本市の漁業経営体数は図 5-6 に示すとおりです。

本市の漁業経営体数は減少傾向にあり、2023（令和 5）年には 80 経営体となっています。

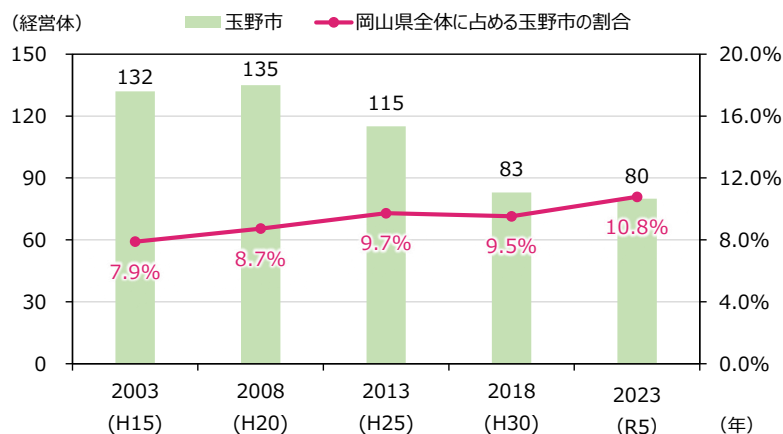


図 5-6 漁業経営体数

出典：漁業センサス（農林水産省）

⑤ 地域産業構造

ア. 産業別修正特化係数（生産額ベース）

本市の産業別修正特化係数は図 5-7 及び図 5-8 に示すとおりです。

本市の基盤産業は、非鉄金属、輸送用機械、金属製品、鉄鋼、はん用・生産用・業務用機械、化学等であるといえます。

また、全国と比較して、本市が不得意な産業は、ガス・熱供給業、石油・石炭製品、林業、農業、電気業等であるといえます。

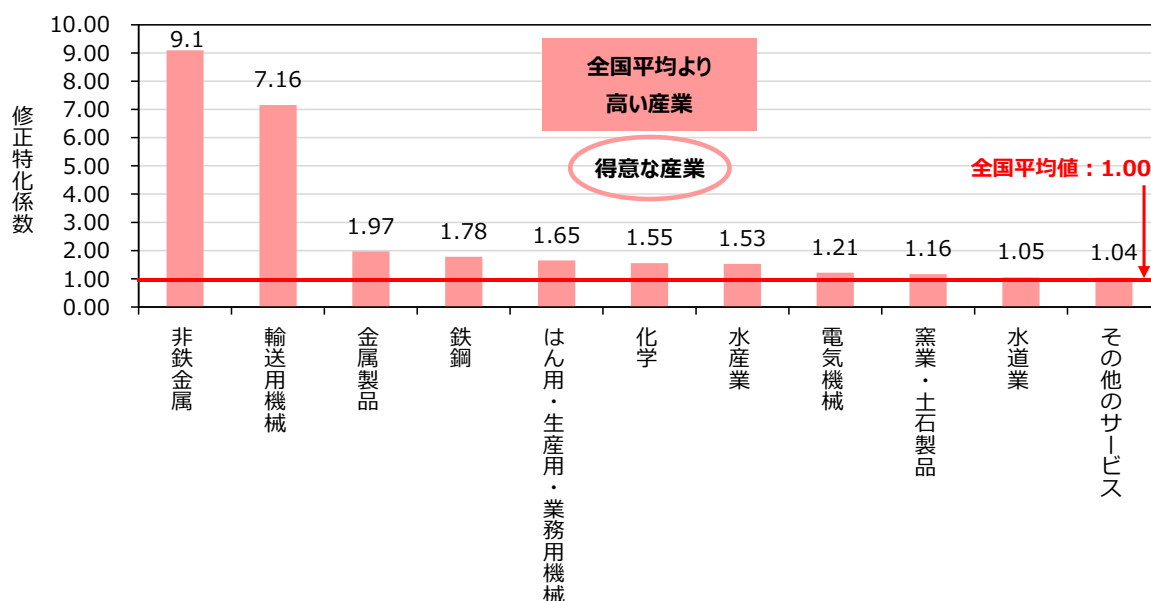


図 5-7 産業別修正特化係数（生産額ベース）

出典：地域経済循環分析システム（環境省）を参考に作成

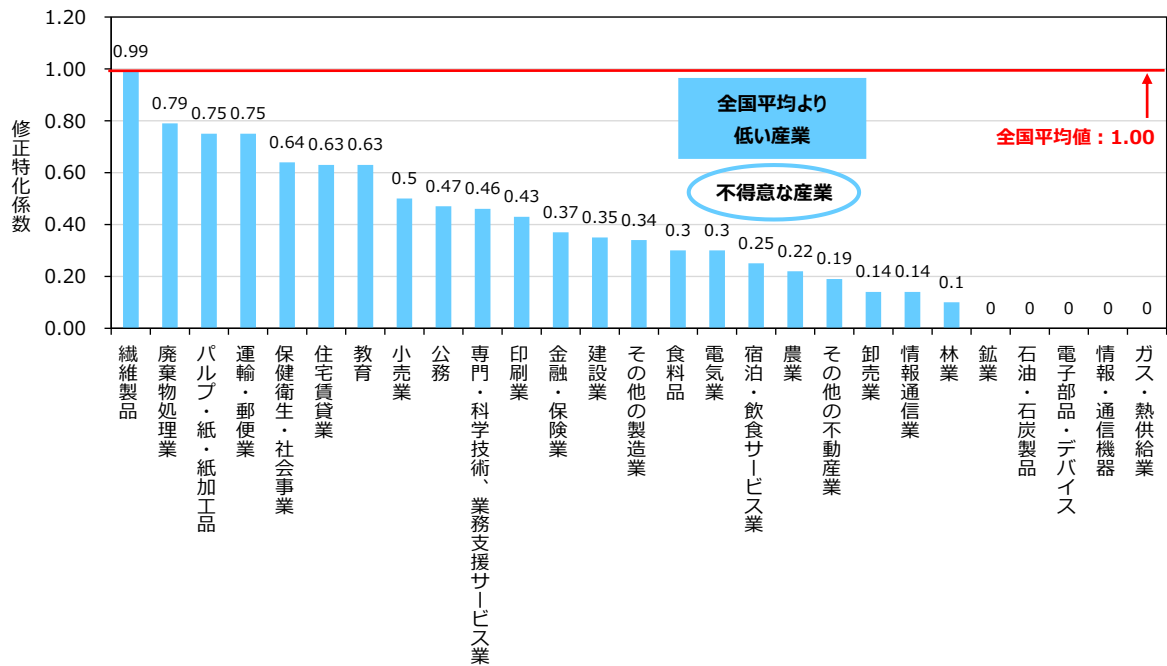


図 5-8 産業別修正特化係数（生産額ベース）

出典：地域経済循環分析システム（環境省）を参考に作成

産業別修正特化係数とは、地域の産業別の生産額シェアを全国の産業別生産額シェアで除して算出する特化係数に、我が国の産業別の自足率を乗じて算出した値であり、地域の得意な産業を示す指標です。
 全国平均を1としており、1以上の場合、全国平均よりも生産・販売のしやすい産業であることを意味し、地域の得意な産業であると評価できます。

イ. 産業別純移輸出額

本市が域外から所得を獲得している産業は図 5-9 に示すとおり、輸送用機械、非鉄金属、化学、その他のサービス、金属製品、電気機械等となっており、域外から約 2,269 億円の所得を獲得している状況となっています。

本市が域外に所得を流出している産業は図 5-10 に示すとおり、卸売業、鉄鋼、鉱業、建設業、電気業等となっており、域外に約 1,978 億円の所得が流出している状況となっています。

なお、本市の産業別純移輸出額は約 290 億円となっており、域外から所得を確保している状況であるといえます。

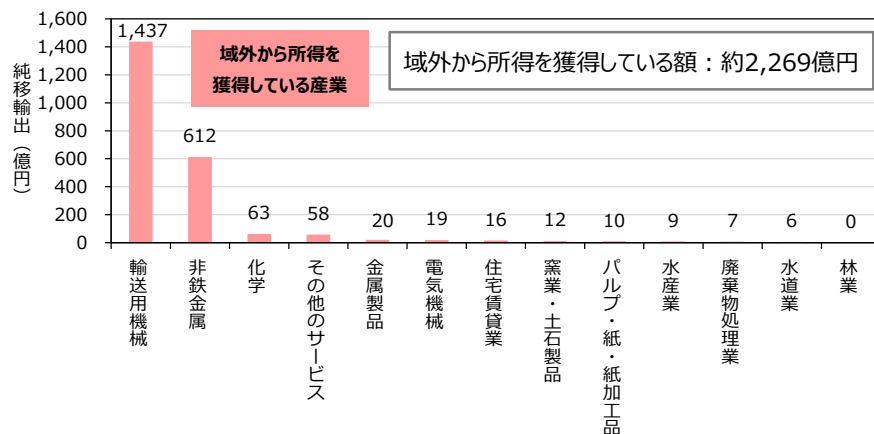


図 5-9 域外から所得を獲得している産業

出典：地域経済循環分析システム（環境省）を参考に作成

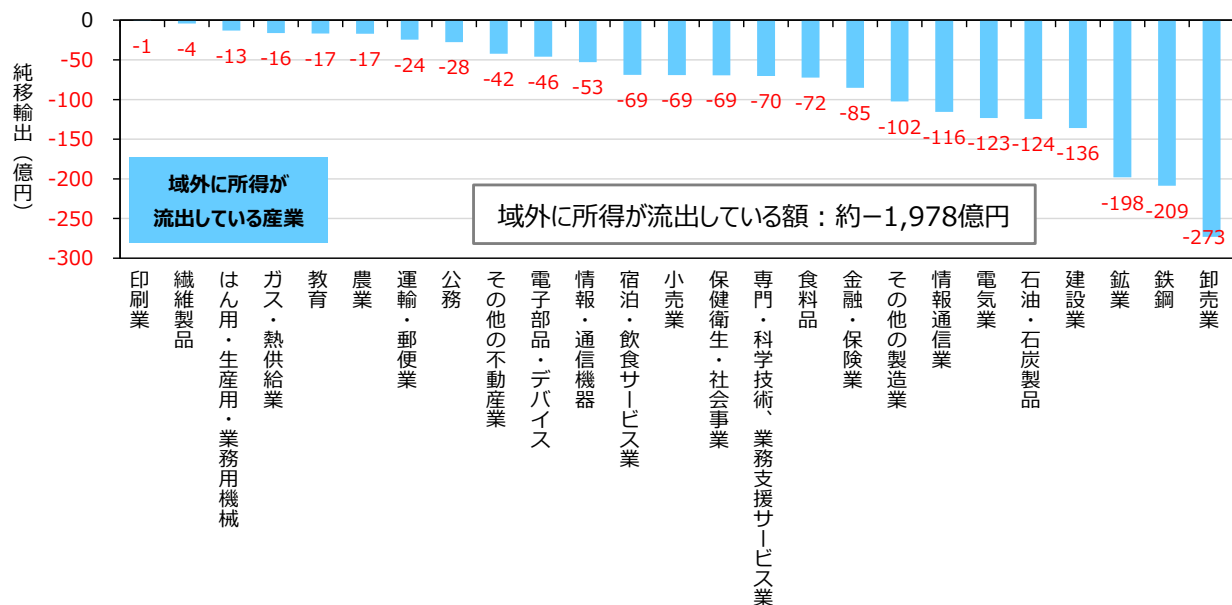


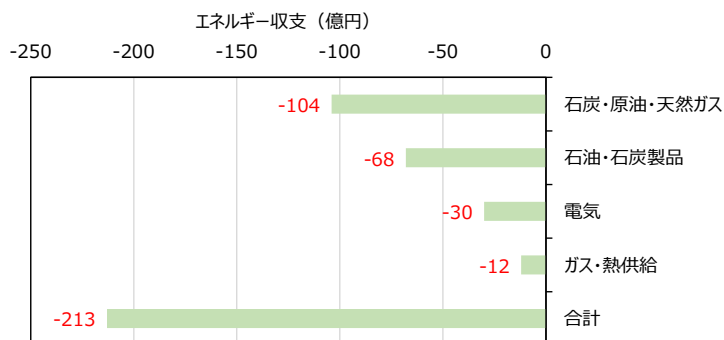
図 5-10 域外に所得が流出している産業

出典：地域経済循環分析システム（環境省）を参考に作成

純移輸出額は、域外からお金を稼いでいるかどうかを示す指標となっており、地域外に販売（移出）する場合と地域外から購入（移入）する場合の合計値となっています。

⑥ エネルギー収支

本市のエネルギー収支は図 5-11 に示すとおり、213 億円の赤字で域外からエネルギーを購入している状況となっています。最も赤字が大きくなっているのは「石炭・原油・天然ガス」となっており、次いで、「石油・石炭製品」となっています。



※エネルギー収支には原材料利用や本社・営業所等の活動（＝非エネルギー）は含まれない

図 5-11 エネルギー収支

出典：地域経済循環分析システム（環境省）を参考に作成

エネルギー収支は、エネルギーの地域外への販売額（移輸出）から地域外からの購入額（移輸入）を差し引いたエネルギーの取引に関する収支であり、エネルギー収支の赤字が大きい地域はエネルギーの調達を域外に依存している地域となっています。

(6) 公害関係

① 大気環境

本市では、一般的な生活空間における大気の汚染の状況を把握するため、市内7か所に一般環境大気測定局（県設置3局・市設置4局）を設置し、自動車走行による排出物質を監視するため、自動車排出ガス測定局（県設置1局）を設置しています。（表 6-1 参照）

表 6-1 大気測定局一覧

所管	局種別	測定局名称	所在地	測定項目							開設年月
				SO ₂	SPM	NO _x	CO	O _x	PM _{2.5}	WDS	
市	一般局	日比	明神町 1-1	○	○	○		○		○	1972.6
県	一般局	向日比1丁目	向日比 1-4-25	○		○				○	1973.5
市	一般局	日比2丁目	日比 2-6-5	○	○					○	1973.5
市	一般局	後閑	後閑 1492-3	○	○					○	1973.5
市	一般局	向日比2丁目	向日比 2-2823-5	○	○					○	1973.9
県	自排局	用吉	用吉 1655-6				○	○		○	1973.9
県	一般局	宇野	宇野 1-3055-6	○	○	○		○	○	○	1974.5
県	一般局	渋川	渋川 1-410-1	○	○	○				○	1974.5

※宇野測定局における「PM_{2.5}」は2016（平成28）年11月から測定開始

※用吉局は2022（令和4）年4月から岡山県へ移管し、測定項目が変更されている

ア. 二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、現在市内7局で測定しています。

2006（平成18）年度からの推移をみると、概ね減少傾向にあり、全ての測定局において環境基準を達成しています。（図 6-1 参照）

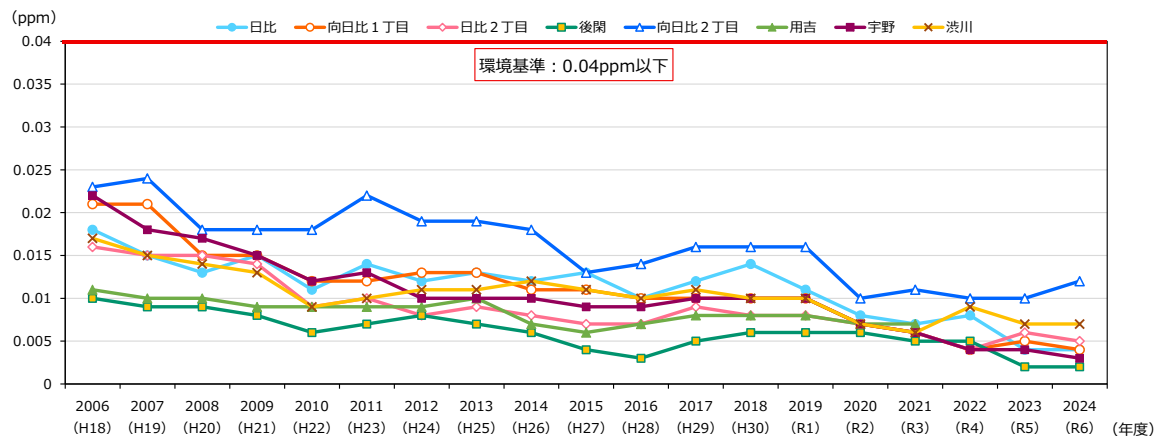


図 6-1 二酸化硫黄濃度の測定結果（SO₂濃度の日平均値の2%除外値）

●二酸化硫黄とは

二酸化硫黄は、工場や火力発電所等で、石炭、石油や重油等を燃焼する際、その原料中に存在する硫黄分が燃えて発生する物質であり、酸性雨の原因物質の一つです。汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎や喘息性気管支炎を起こすといわれています。

また、浮遊粒子状物質と共存することで、人体への影響を強め、咳、喘息、気管支炎等の原因となります。

●環境基準とは

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められる行政上の政策目標のことを意味します。

イ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、現在市内6局で測定しています。

2006（平成18）年度からの推移をみると、概ね減少傾向にあり、全ての測定局において環境基準を達成しています。（図6-2参照）

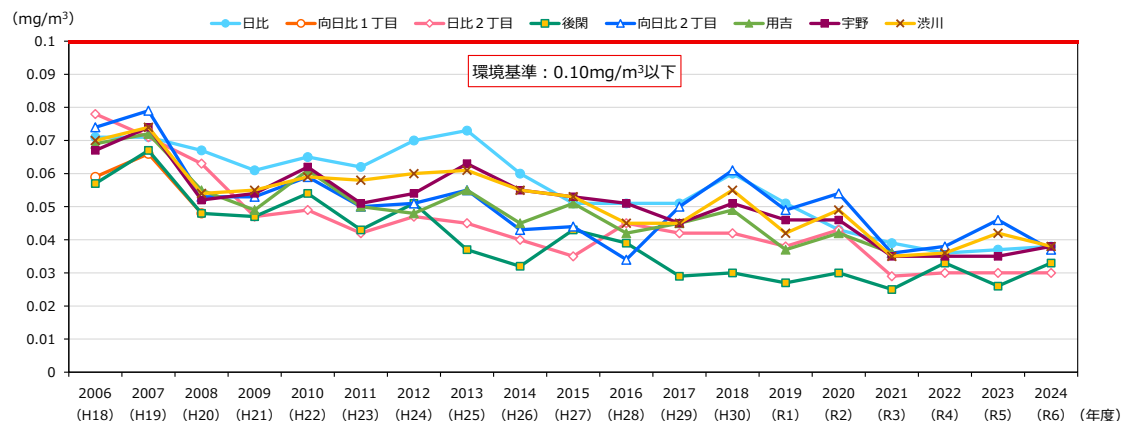


図 6-2 SPM濃度の測定結果（SPM濃度の日平均値の2%除外値）

●浮遊粒子状物質とは

浮遊粒子状物質とは、大気中の粒子状物質のうち、粒径が10マイクロメートル（=0.01mm）以下のものをいいます。工場等の事業活動や自動車の走行に伴う人為的な発生のほか、風による砂や埃の巻き上げ等、自然現象によっても発生します。

人体への一般的な影響としては、吸い込むと、気道や肺胞に沈着して、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがあります。

ウ. 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、現在市内4局で測定しています。

2006（平成18）年度からの推移をみると、概ね減少傾向にあり、全ての測定局において環境基準を達成しています。（図6-3参照）

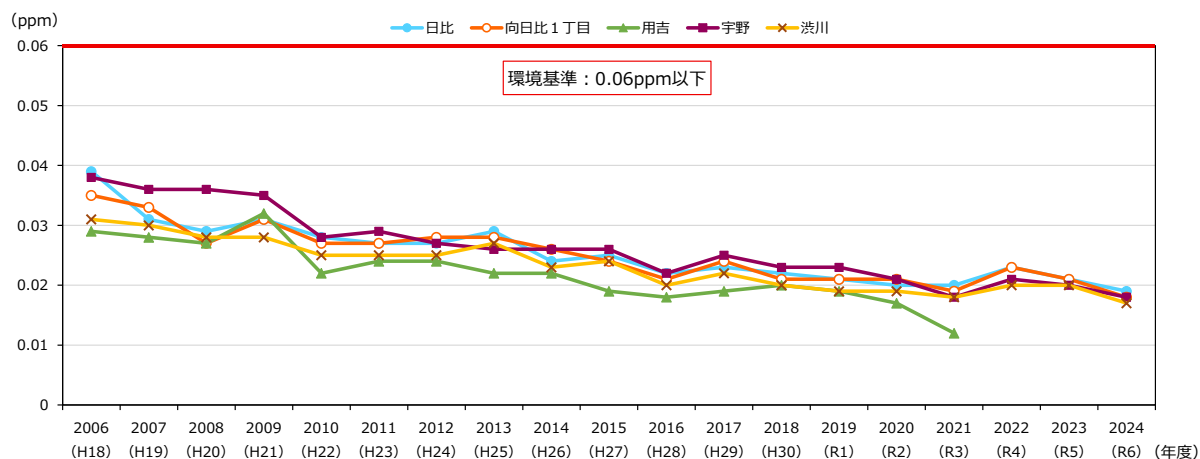


図 6-3 二酸化窒素濃度の測定結果（NO₂濃度の日平均値の年間98%値）

●二酸化窒素とは

二酸化窒素とは、物が燃えると必ず発生する物質であり、酸性雨の原因物質の一つであるとともに、炭化水素の存在のもと、強い紫外線により化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。

人体による一般的な影響としては、低濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、咳やたんが出やすくなり、高濃度になると数時間のうちに鼻やのど、胸が痛み、呼吸が困難になることもあります。

エ. 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、用吉測定局（自動車排出ガス測定局）で測定しています。

2006（平成 18）年度からの推移をみると、概ね減少傾向にあります。なお、全ての測定結果において、環境基準を達成しています。（図 6-4 参照）

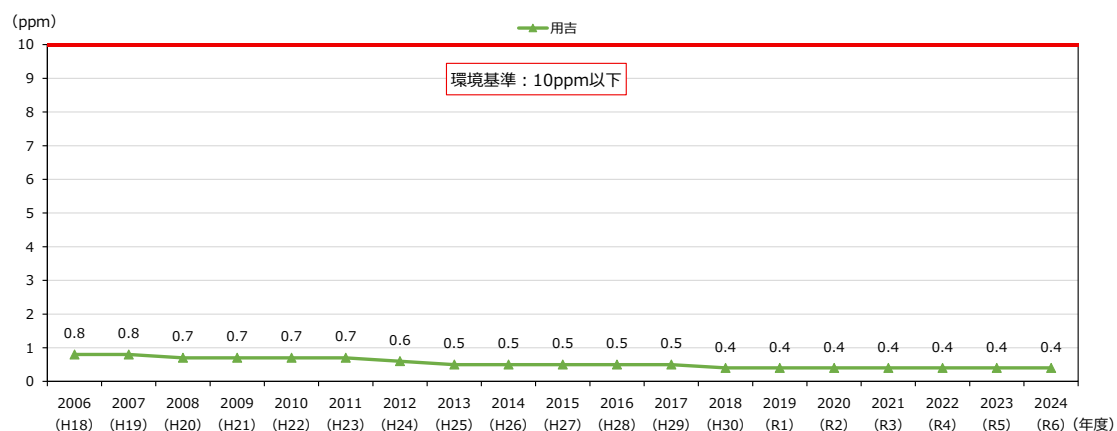


図 6-4 一酸化炭素濃度の測定結果（CO 濃度の日平均値の 2% 除外値）

●一酸化炭素とは

一酸化炭素とは、燃料の不完全燃焼により生成する物質で、燃焼状態の変動が大きい自動車为主要な発生源となっていますが、排出ガス規制の強化や電気自動車の普及などに伴い、環境中の濃度は年々改善されています。一酸化炭素は無色・無臭でその存在を感知しにくく、強い毒性を有する気体のため、気づかぬうちに頭痛・吐き気・耳鳴りなどの中毒症状を起こし、重症になると死に至る場合もあります。

オ. 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、現在市内 3 局で測定しています。

2006（平成 18）年度からの推移をみると、増減を繰り返しており、全ての測定局において環境基準を超過している状況となっています。（図 6-5 参照）

なお、光化学オキシダントは、近年、大陸から飛来する黄砂等の大気汚染物質による影響等により、全国的に環境基準の未達成が続いており、岡山県の全測定局において環境基準を超過している状況となっています。

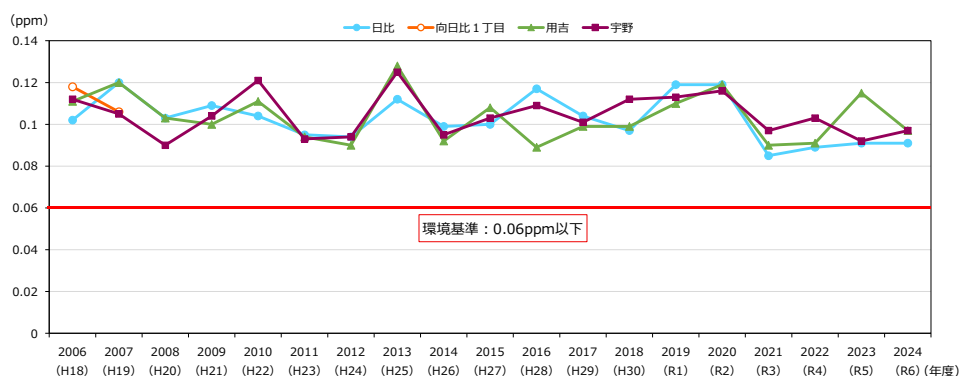


図 6-5 光化学オキシダント濃度の測定結果（光化学オキシダント濃度の昼間 1 時間値の最高値）

●光化学オキシダントとは

光化学オキシダントとは、大気中の炭化水素や窒素酸化物が、太陽などの紫外線により光化学反応して生成された酸化性物質の総称です。大部分がオゾンであり、光化学スモッグの原因となります。

濃度が高くなると、粘膜への刺激、呼吸への悪影響など、人の健康に影響する他、農作物など植物に対しても悪影響を与えます。

カ. 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、2016（平成 28）年度から宇野測定局で測定しています。

2016（平成 28）年度からの推移をみると、概ね減少傾向にあり、全ての測定結果において環境基準を達成しています。（図 6-6 参照）

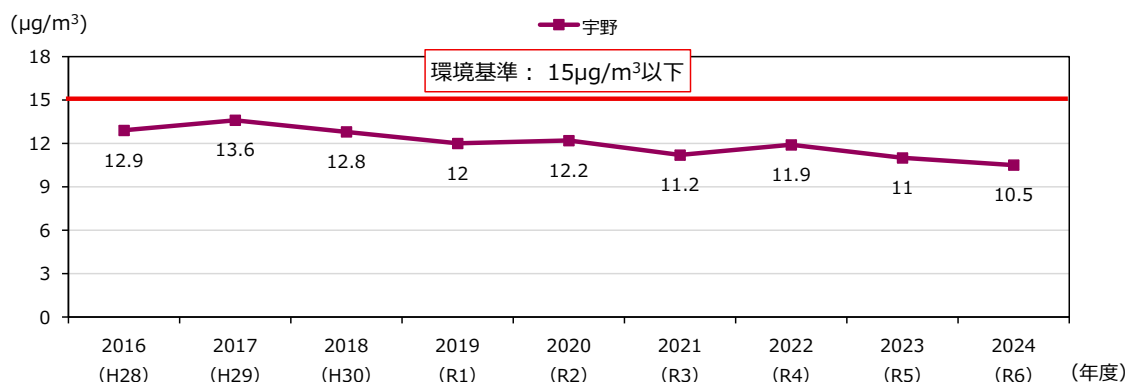


図 6-6 微小粒子状物質の測定結果（年平均値）

●微小粒子状物質 (PM2.5) とは

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル、 $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1）以下の粒子のことです。

PM2.5 は、非常に小さいために呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

キ. ダイオキシン類測定

大気監視の充実に向け、宇野港管理事務所でダイオキシン類を測定しています。

2011（平成 23）年度からの推移をみると、概ね減少傾向にあり、全ての測定結果において環境基準を達成しています。（図 6-7 参照）

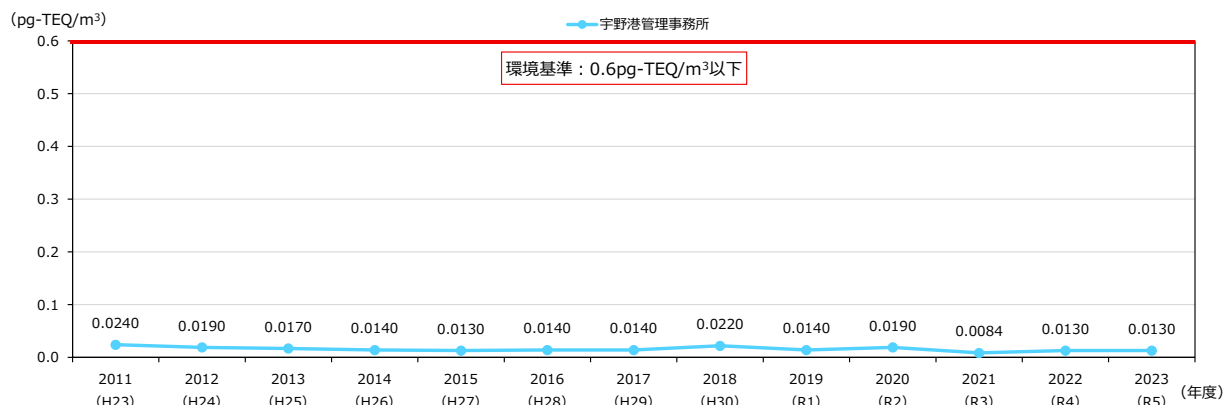


図 6-7 ダイオキシン類濃度の測定結果（ダイオキシン類濃度の年間平均値）

●ダイオキシン類とは

ダイオキシン類とは、ものが燃える過程で非意図的に生じる物質で、自動車の排出ガス、たばこの煙などにも含まれるほか、森林火災や火山活動など自然界でも生成されるため、環境中に広く存在しています。

ダイオキシン類の毒性については、動物実験によって発がん性や催奇形性、さらには環境ホルモンとしての作用である生殖毒性や免疫毒性など、様々な毒性があるといわれています。

ク. 有害大気汚染物質測定

日比大気測定局においては、有害大気汚染物質として環境省が定める 22 物質を測定しています。

環境基準が定められている 4 物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）は環境基準を達成しており、指針値が定められている 11 物質のうち 10 物質は指針値に適合していますが、1 物質（ヒ素及びその化合物）については、指針値を超過している状況となっています。（表 6-2 参照）

表 6-2 有害大気汚染物質測定結果

物質名	単位	2019	2020	2021	2022	2023	環境基準 (指針値)
アクリロニトリル	μg/m ³	0.013	0.021	0.018	0.02	0.021	(2 以下)
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.031	0.041	0.046	0.049	0.068	(10 以下)
クロロホルム	μg/m ³	0.16	0.17	0.2	0.19	0.2	(18 以下)
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.13	0.15	0.14	0.19	0.24	(1.6 以下)
ジクロロメタン	μg/m ³	0.95	0.67	0.73	0.83	1.1	150 以下
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.064	0.051	0.063	0.058	0.069	200 以下
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.034	0.037	0.057	0.066	0.065	130 以下
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.022	0.024	0.051	0.048	0.055	(2.5 以下)
ベンゼン	μg/m ³	0.81	0.82	0.93	0.78	0.79	3 以下
塩化メチル	μg/m ³	1.3	1.1	1.1	1.2	1.2	(94 以下)
トルエン	μg/m ³	3.4	2.7	3	5	3.6	—
酸化エチレン	μg/m ³	0.045	0.044	0.042	0.051	0.041	—
アセトアルデヒド	μg/m ³	0.98	1.1	1.1	1.4	1.3	(120 以下)
ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.8	2	1.9	1.9	1.7	—
ニッケル化合物	ng/m ³	4	4.4	5.7	5.8	5.3	(25 以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	8.4	10	8.6	7.6	8.3	(6 以下)
バリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.019	0.032	0.038	0.03	0.026	—
マンガン及びその化合物	ng/m ³	36	31	42	31	35	(140 以下)
クロム及び三価クロム化合物※	ng/m ³	4.6	5.2	5.5	5.3	7.9	—
六価クロム化合物※	ng/m ³						
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	(40 以下)
ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³	0.27	0.41	0.71	0.53	0.5	—

※個別の分析が困難なため、クロム及びその化合物（全クロム）として分析している。

出典：令和 5 年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）

●指針値とは

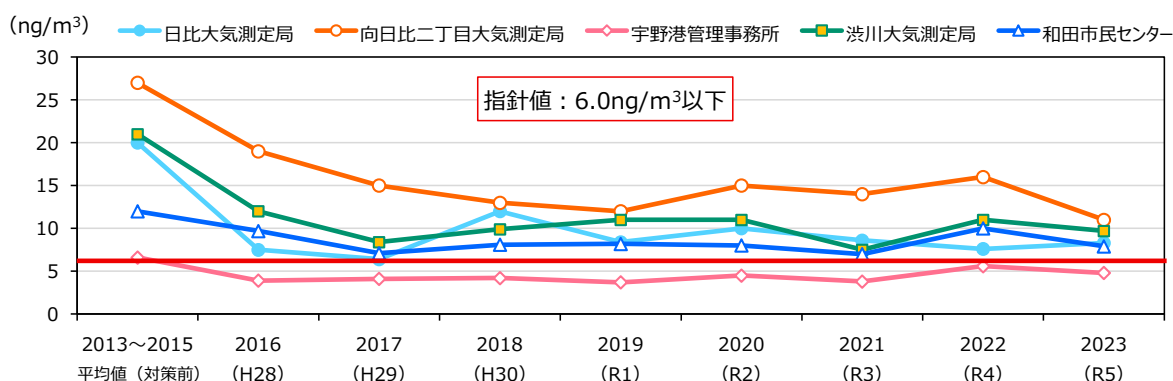
有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

ケ. ヒ素及びその化合物に関する対策

本市では、ヒ素及びその化合物の指針値を継続的に超過している状況となっています。そのため、岡山県では詳細調査を実施し、ヒ素及びその化合物の実態把握に努めています。

ヒ素及びその化合物の調査結果の推移をみると、宇野港管理事務所のみ指針値に適合していますが、それ以外は指針値を超過している状況となっています。

そのため、今後も、有害大気汚染物質等の環境中の濃度の実態把握に努めるとともに、指針値に適合するよう、指導等の排出抑制対策を実施する必要があります。（図 6-8 参照）



※詳細調査は、向日比二丁目大気測定局・宇野港管理事務所・渋川大気測定局・和田市民センターの4地点で実施しており、年4回実施した調査（1週間試料採取）の平均値を採用している。なお、和田市民センターは、2018（平成26）年から詳細調査を実施している。

※日比大気測定局では、年12回実施した調査（24時間試料採取）の平均値を採用している。なお、日比大気測定局と表記しているが、2019（平成27）年のみ日比市民センターで調査を実施している。

図 6-8 ヒ素及びその化合物濃度（年平均値の濃度推移）

出典：令和5年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）

② 水質

本市では、公共用水域の水質汚濁状況の監視を目的として、市内の12河川及び13池沼において水質調査を行っており、水質汚濁に係る代表的な項目（BOD及びCOD等）の検査を行っています。

BOD及びCODは、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定された「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」に該当しており、現況の水質や利水状況等を勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル（類型）が定められています。なお、水域ごとに環境基準の目標レベル（類型）を定めることを水域の類型指定と言い、政府（環境大臣）又は各都道府県知事が行います。

本市が水質調査を実施している公共用水域では、水域の類型指定がされていませんが、児島湖ならびに児島湾、備讃瀬戸といった海域は類型指定されています。

●BODとは

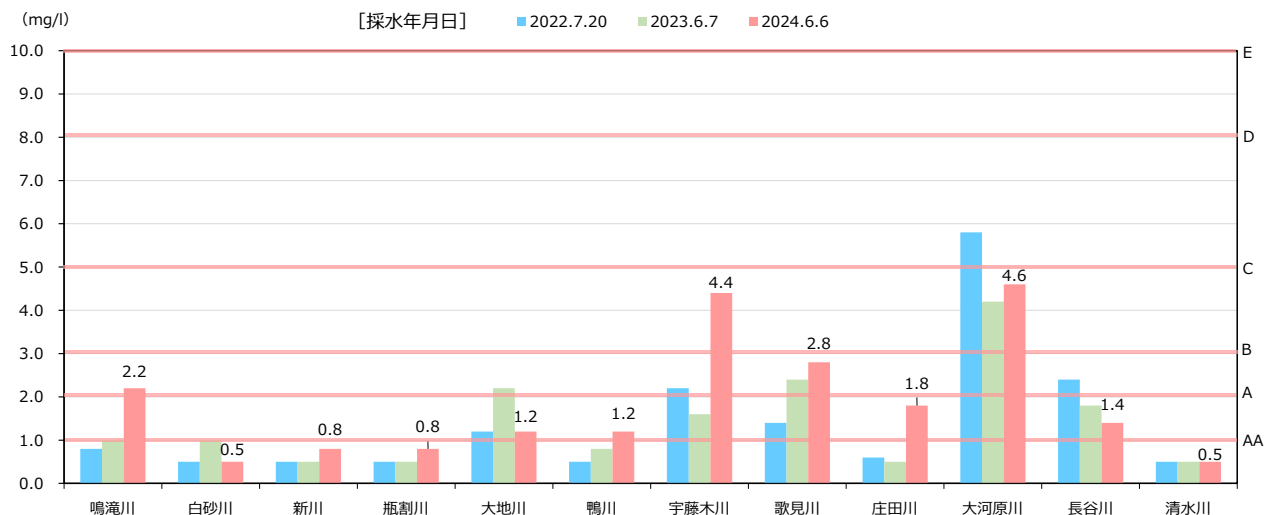
BODとは、「生物化学的酸素要求量」とも言い、川などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標です。水中の有機物が、水中に発生する細菌や微生物により酸化分解される際に生物化学的に消費される酸素量を数値で示したものです。数値が高いほど水中の有機物による汚染度が高いことを示します。

●CODとは

CODとは、「化学的酸素要求量」とも言い、海や湖などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標です。水中の有機物など、汚染源となる物質を「酸化剤」で酸化するとき消費される酸素量を化学的な方法で測定したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

ア. 市内河川における BOD の測定結果

河川における水質汚濁の代表的な指標である BOD の測定結果（2024（令和 6）年度）は、0.5 未満～4.6mg/l の範囲にあり、類型ごとの基準値を示すと AA 類型～C 類型の環境基準を達成している状況となっています。（図 6-9 参照）



※グラフ上の 0.5mg/l は 0.5mg/l 未満を意味する。

図 6-9 市内河川における BOD の測定結果

●河川における類型指定とは

河川における類型指定は、以下に示す 6 類型に分類されています。

- 【AA】水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの
- 【A】水道 2 級、水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの
- 【B】水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの
- 【C】水道 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの
- 【D】工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの
- 【E】工業用水 3 級、環境保全

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

- 〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

- 〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 〃 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

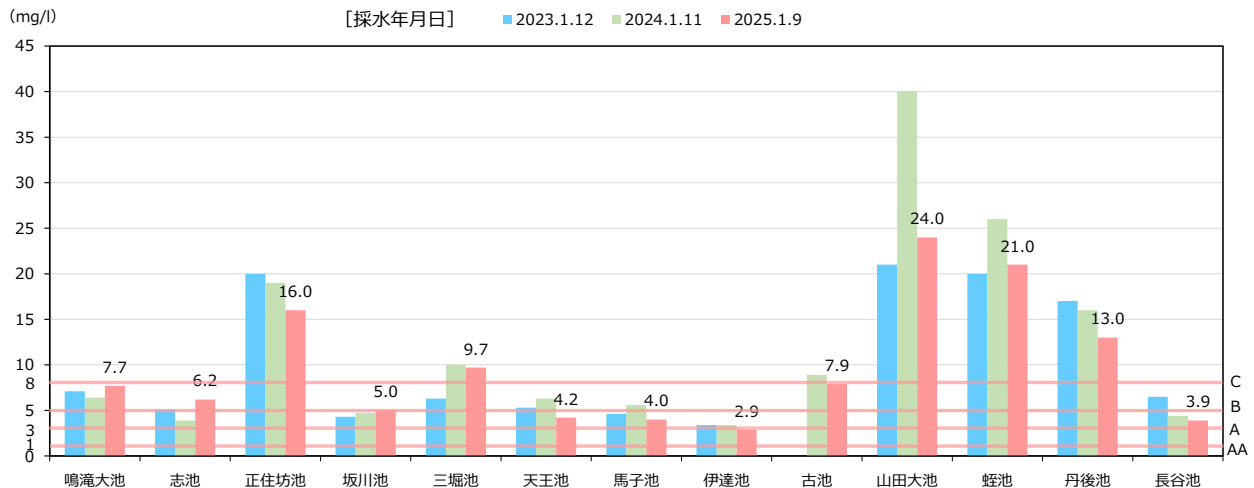
- 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ. 市内池沼における COD の測定結果

海や湖における水質汚濁の代表的な指標である COD の測定結果（2024（令和 6）年度）は、2.9～24.0mg/l の範囲にあり、類型ごとの基準値を示すと C 類型の環境基準を超過している池沼が一部ある状況となっています。（図 6-10 参照）

ただし、池沼に関しては閉鎖性水域であるため、富栄養化や汚濁が進行しやすい特性を持っており、COD の値が高くなる傾向にあります。



※2022（令和 4）年度における古池での検査は工事中のため見送った

図 6-10 市内池沼における COD の測定結果

●湖沼における類型指定とは

湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）における類型指定は、以下に示す 4 類型に分類されています。

- 【AA】水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの
- 【A】水道 2、3 級、水産 2 級及び B 以下の欄に掲げるもの
- 【B】水産 3 級及び工業用水 1 級、農業用水及び C 以下の欄に掲げるもの
- 【C】工業用水 2 級、環境保全

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ. 児島湖

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を一掃するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、国営児島湾沿岸農業水利（締め切り堤防）事業により、児島湾を締め切ってきた人造湖（1959（昭和34）年2月完成）であり、B類型に指定されています。児島湖には、笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川の3つの二級河川が流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町及び吉備中央町の6市町にわたっています。

児島湖は閉鎖性水域であるため、富栄養化や汚濁が進行しやすい特性を持っており、児島湖の水質（COD）は長期的にみると改善傾向でしたが、近年は横ばいとなっており、依然として環境基準を超過している状況です。（図 6-11 参照）

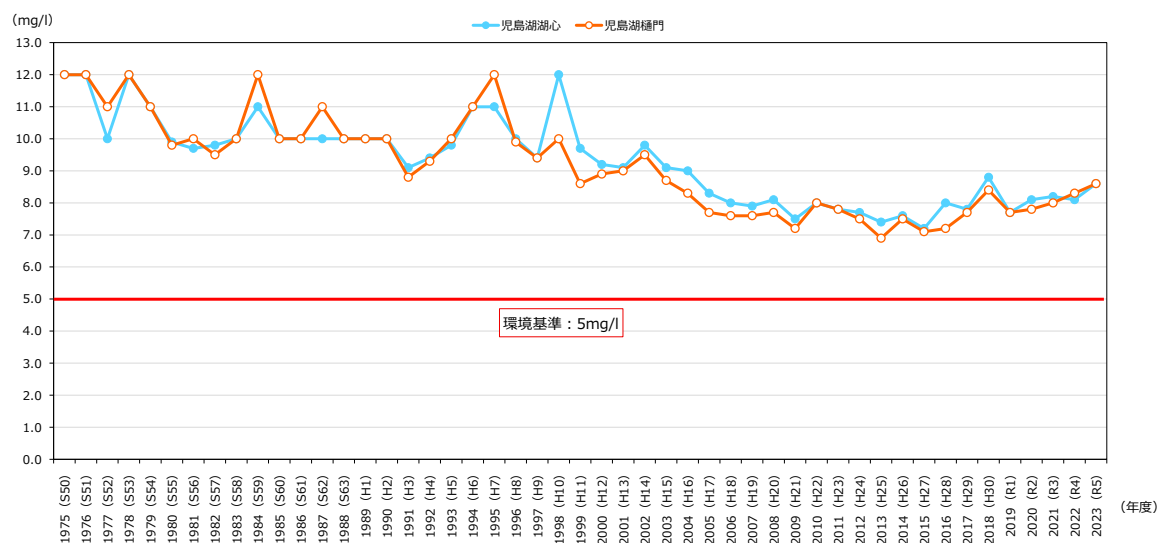


図 6-11 児島湖のCOD（75%値）の推移

出典：令和5年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）

エ. 海域における COD の測定結果

本市周辺の海域である児島湾（丙）及び備讃瀬戸は、ともに A 類型に指定されており、岡山県が水質測定を行っています。

海や湖における水質汚濁の代表的な指標である COD の測定結果は、ともに大部分が環境基準を超過している状況です。（図 6-12 参照）

なお、岡山県で A 類型に指定されている 5 海域（播磨灘北西部・牛窓地域海域・児島湾（丙）・備讃瀬戸・水島地先海域（乙））について、全て環境基準を超過している状況となっています。

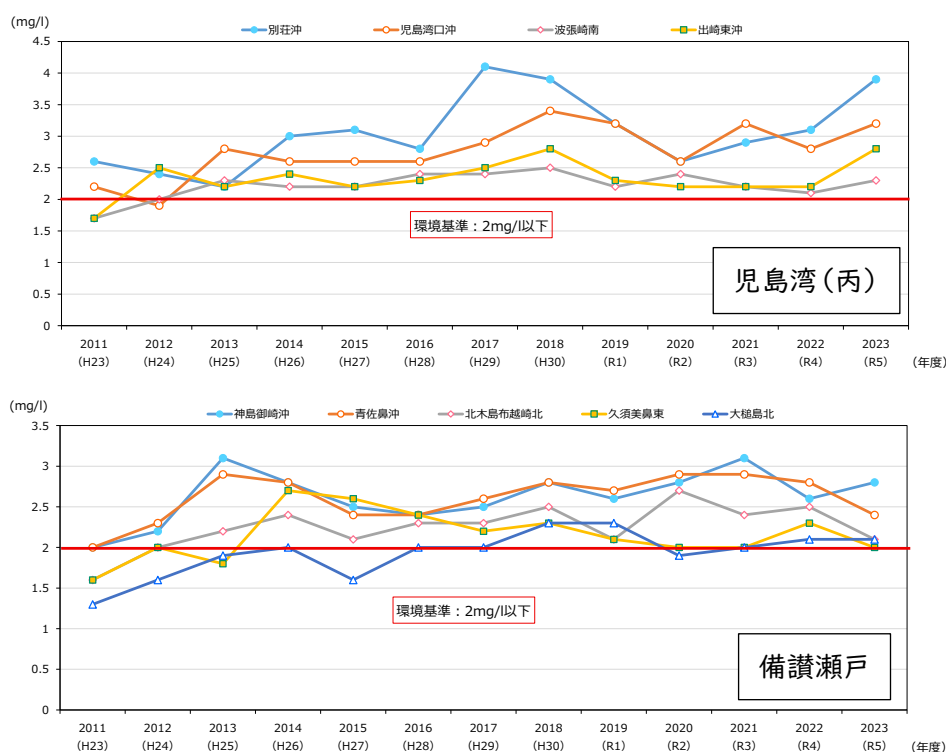


図 6-12 周辺海域の COD（75%値）の推移

出典：大気及び水質等測定結果について（岡山県）

●海域における類型指定とは

海域における類型指定は、以下に示す 3 類型に分類されています。

- 【A】水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの
- 【B】水産 2 級、工業用水及び C 以下の欄に掲げるもの
- 【C】環境保全

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

〃 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

③ 騒音・振動関係

工場・事業所、建設作業及び各種交通機関から発生する騒音・振動は、睡眠を妨げたり、会話を妨害したりするなど、生活環境を損なうことがあります。

こうした騒音・振動公害に対応するため、騒音規制法及び振動規制法が制定され、同法に基づき、本市では表 6-3 に示す騒音規制地域及び表 6-4 に示す振動規制地域を指定しています。

また、当該法令に基づき、本市では以下に示す工場・事業場や建設作業の騒音・振動に係る届出事務や必要に応じて改善勧告、改善命令を行うとともに、自動車騒音の測定や必要に応じて都道府県公安委員会へ交通規制の要請を行っています。

表 6-3 騒音規制地域

騒音規制地域	施行日	
旧東児町を除く市街化区域 (工業専用地域を除く)	1974年6月1日	(昭和49年岡山県告示第595号)
旧東児町市街化区域	1975年6月1日	(昭和50年岡山県告示第611号)
市街化調整区域	1981年10月1日	(昭和56年岡山県告示第359号)
用途地域以外の地域(島しょ部)	1986年4月1日	(昭和61年岡山県告示第349号)

表 6-4 振動規制地域

振動規制地域	施行日	
都市計画区域 (工業専用地域を除く)	1979年5月1日	(昭和54年岡山県告示第276号)
用途地域以外の地域(島しょ部)	1986年4月1日	(昭和61年岡山県告示第350号)

●騒音・振動の目安について

騒音及び振動の大きさの目安は以下に示すとおりです。

騒音の大きさの例	
120デシベル	飛行機のエンジンの近く
110デシベル	自動車の警笛(前方2m) リバット打ち、くい打ち ロックコンサート
100デシベル	電車が通るときのガードの下
90デシベル	大声による独唱 騒々しい工場の中 どなり声
80デシベル	地下鉄の車内 交通量の多い道路 電話が聞こえない
70デシベル	静かな乗用車 普通の会話
60デシベル	静かな事務所
50デシベル	静かな事務所
40デシベル	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼
30デシベル	郊外の深夜 ささやき声
20デシベル	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音(前方1m)

振動の大きさの例		
90デシベル	人体に生理的影響が生じ始める	震度4程度
80デシベル	産業職場で振動が気になる (8時間振動でさらされた場合) 深い睡眠にも影響がある	震度3程度
70デシベル	浅い睡眠にも影響がある	震度2程度
60デシベル	振動を感じ始める ほとんど睡眠影響はない	震度1程度
50デシベル	ほとんど睡眠影響はない	震度0
40デシベル	常時微動	

ア.工場・事業場の騒音・振動

規制地域に立地する工場及び事業場等のうち、その敷地内に著しく騒音・振動を発生する施設として定められた「特定施設」が設置されている場合、本市に届出を提出することとなっています。（届出状況は表 6-5 及び表 6-6 参照）

特定施設を設置している「特定工場等」から発生する騒音・振動については、規制基準が定められており、特定工場等の敷地境界上において、規制基準を遵守する必要があります。規制基準を超え周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、改善勧告や改善命令の対象となります。

表 6-5 騒音特定施設届出状況（2024 年 3 月末現在）

特定施設の種類の	特定施設総数	特定工場等総数				
		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	合計
1.金属加工機械	138		13	19	7	39
2.空気圧縮機等	439		29	20	9	58
3.土石用破碎機等	21		1		2	3
4.織機	241		10	1		11
5.建設用資材製造機械	6		3	2	1	6
6.穀物用製粉機	12				2	2
7.木材加工機械	74			17		17
8.抄紙機	0					0
9.印刷機械	31	1	5	3		9
10.合成樹脂用射出成形機	8		1			1
11.鋳造型機	0					0
合計	970	1	62	62	21	146

表 6-6 振動特定施設届出状況（2024 年 3 月末現在）

特定施設の種類の	特定施設総数	特定工場等総数		
		第1種区域	第2種区域	合計
1.金属加工機械	137	13	25	38
2.圧縮機	161	17	19	36
3.破碎機等	23	1	2	3
4.織機	226	10	1	11
5.コンクリートブロックマシン	5	3	2	5
6.木材加工機械	8	1	4	5
7.印刷機械	7	1		1
8.ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機				
9.合成樹脂用射出成形機	10	2		2
10.鋳造型機				
合計	577	48	53	101

イ. 建設作業の騒音・振動

規制地域内において実施される著しく騒音・振動を発生させる建設作業は、「特定建設作業」に該当し、特定建設作業を実施する場合は、本市に届出を提出することとなっています。(届出状況は表 6-7 及び表 6-8 参照)

特定建設作業から発生する騒音・振動については、規制基準が定められており、特定建設作業の敷地境界上において規制基準を遵守する必要があります。規制基準を超え周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、改善勧告や改善命令の対象となります。

表 6-7 騒音特定建設作業実施届出状況 (2023 年度)

特定建設作業の種類		件数
1	くい打ち機、くい抜き機又はくい打ちくい抜き機を使用する作業	4
2	びょう打ち機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	7
4	空気圧縮機を使用する作業	0
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0
6	バックホウを使用する作業	2
7	トラクターショベルを使用する作業	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0
合 計		13

表 6-8 振動特定建設作業実施届出状況 (2023 年度)

特定建設作業の種類		件数
1	くい打ち機等を使用する作業	4
2	鋼球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	7
合 計		11

ウ.自動車騒音・道路交通振動調査

本市では、市内主要道路4か所（宇野、八浜町八浜、渋川、長尾）において自動車騒音・道路交通振動の調査を行っています。

自動車騒音・道路交通振動の調査結果は、全て要請限度以下となっています。（表 6-9～表 6-12 参照）

なお、自動車騒音・道路交通振動により、周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請することが定められています。

表 6-9 自動車騒音測定結果（昼間）

（単位：dB）

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	75	63.7	62.5	62.4	63.3	62.2	63.4	63.4	61.0	62.9	65.3	66.9	65.8	66.4	64.7
一般国道430号	2	75	68.5	67.8	67.6	67.7	67.8	66.8	66.4	64.4	66.0	68.7	68.5	68.0	66.9	66.3
岡山県道45号岡山玉野線	2	75	71.7	72.4	71.9	72.3	71.5	65.6	64.7	63.8	65.6	67.6	66.1	67.4	67.1	65.8
岡山県道427号堀ヶ原日比線	2	75	69.3	69.6	69.1	68.2	68.0	67.5	67.3	65.4	68.5	71.1	71.0	70.7	71.2	69.3

表 6-10 自動車騒音測定結果（夜間）

（単位：dB）

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	70	55.3	53.0	54.5	54.4	53.2	55.9	55.2	52.2	53.0	55.8	55.4	55.1	55.0	54.2
一般国道430号	2	70	61.4	61.0	60.4	59.5	59.7	60.4	59.2	57.4	58.9	61.0	61.5	60.0	58.2	58.2
岡山県道45号岡山玉野線	2	70	65.9	66.9	65.8	65.9	64.7	58.8	59.7	58.9	60.2	61.5	60.8	60.8	60.7	60.5
岡山県道427号堀ヶ原日比線	2	70	64.1	64.1	63.4	61.9	62.1	61.2	60.5	58.9	62.9	65.1	64.6	65.0	65.2	63.5

表 6-11 道路交通振動測定結果（昼間）

（単位：dB）

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	70	32.1	31.8	29.9	31.7	30.6	31.6	37.4	37.2	38.9	38.4	38.7	39.3	39.9	40.5
一般国道430号	2	70	43.6	42.8	43.5	39.7	42.5	39.5	40.1	40.1	41.0	40.4	42.4	42.1	42.0	43.4
岡山県道45号岡山玉野線	2	65	35.5	39.1	36.2	33.7	33.8	40.6	41.5	41.4	40.3	40.7	37.4	40.6	40.4	40.7
岡山県道427号堀ヶ原日比線	2	70	38.4	38.4	39.0	37.3	37.7	35.3	35.8	35.9	39.7	39.5	40.3	39.7	38.8	41.0

表 6-12 道路交通振動測定結果（夜間）

（単位：dB）

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	65	23.1	22.9	21.0	22.8	21.7	23.0	27.4	28.1	27.9	28.0	25.8	27.3	26.3	25.8
一般国道430号	2	65	30.0	29.5	27.8	26.0	25.8	26.4	26.6	26.6	29.8	31.9	32.1	26.6	25.3	29.7
岡山県道45号岡山玉野線	2	60	26.3	29.5	24.8	23.9	25.6	28.6	32.3	29.6	27.7	26.6	24.9	27.6	25.0	25.2
岡山県道427号堀ヶ原日比線	2	65	26.8	26.8	27.5	27.1	26.9	26.2	24.7	25.8	28.8	29.0	27.8	27.5	26.8	29.8

●要請限度とは

要請限度とは、自動車騒音・道路交通振動の測定により、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動を防止するための舗装、維持又は修繕等の措置をとるよう要請したりする際の限度です。

④ 悪臭関係

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与える「感覚公害」といわれ、大気汚染や水質汚濁などとともに、典型7公害の一つとして悪臭防止法（昭和46（1971）年法律第91号）により規制されており、不快なおい原因となり、生活環境をそこなう恐れのあるアンモニア、硫化水素等22の物質が特定悪臭物質として定められています。

本市では、悪臭防止法に基づき、表6-13に示す特定悪臭物質による規制地域を指定しています。また、毎年、市内の4～5箇所特定悪臭物質の測定を実施しており、全て基準値を達成していることを確認しています。基準値を超え周辺的生活環境が著しく損なわれている場合は、改善勧告や改善命令の対象となります。

なお、悪臭の規制については、特定の悪臭物質の濃度により規制する「特定悪臭物質濃度規制」のほか、人間の嗅覚でおいを測定し規制する「臭気指数規制」があります。

表 6-13 特定悪臭物質による規制地域

区域の区分	区域
第1種区域	用途地域
第2種区域	第1種区域以外の区域

●特定悪臭物質濃度規制とは

規制地域内に立地する工場・事業場について、事業活動に伴い発生する「特定悪臭物質」（22物質）について、その物質ごとに規制基準が設けられています。

規制の種類としては、敷地境界上（22物質）、気体排出口（13物質）及び排水（4物質）の3種類についてそれぞれ規制基準が定められており、事業者は、それぞれの規制基準を遵守しなければなりません。

なお、特定悪臭物質の臭いの特徴は以下に示すとおりです。

特定悪臭物質	臭いの特徴
アンモニア	し尿のような臭い
メチルメルカプタン	腐った玉ネギのような臭い
硫化水素	腐った卵のような臭い
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い
アセトアルデヒド	刺激的な青臭い臭い
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド	
ノルマルパレアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソパレアルデヒド	
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い
メチルイソブチルケトン	
トルエン	ガソリンのような臭い
スチレン	都市ガスのような臭い
キシレン	ガソリンのような臭い
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い
ノルマル酪酸	汗くさい臭い
ノルマル吉草酸	
イソ吉草酸	むれた靴下のような臭い

●臭気指数規制とは

臭気指数規制とは、人の嗅覚を用いて「においの総体」を規制するもので、特定悪臭物以外の悪臭物質や複合臭等についても規制が可能です。

規制の種類については、①敷地境界上、②気体排出口、③排水の3箇所についてそれぞれ基準が定められており、臭気指数の測定方法についてもそれぞれ定められています。

なお、臭気指数の目安は以下に示すとおりです。

臭気指数	0	5	10	15	20	25	30	35
例	郊外の綺麗な空気	工場地域の空気	梅の花	デパートの化粧品売り場	花火、トイレの芳香剤	線香、醤油	ガソリンの給油時	コーヒー

(7) 温室効果ガス排出量

① 市の事務事業に係る温室効果ガス排出量

本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の推移は、表 7-1 及び図 7-1 に示すとおりです。

本市では、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 60%削減することを目指して掲げており、2023（令和 5）年度には 55.4%の削減が進んでいます。

表 7-1 本市の事務事業に係る温室効果ガスの発生源別排出量推移

(単位：t-CO ₂)											
年度 項目	2013 (H25) 【基準年】	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
電気	12,918	12,304	11,611	10,479	10,096	11,270	9,870	8,432	7,119	7,655	3,730
廃棄物の焼却	4,413	5,536	6,807	4,726	7,289	7,329	5,842	5,740	5,867	5,208	4,189
A重油	1,489	1,433	1,323	1,372	1,338	1,332	1,271	1,285	371	194	96
CO2以外	702	696	686	683	698	699	608	600	605	557	514
灯油	461	515	464	447	419	381	352	338	314	305	294
ガソリン	175	166	176	189	186	196	208	158	158	177	165
LPG	146	143	90	92	92	90	66	73	72	57	48
軽油	94	79	74	133	124	112	126	105	66	92	62
計	20,397	20,874	21,231	18,121	20,243	21,408	18,343	16,732	14,571	14,246	9,097

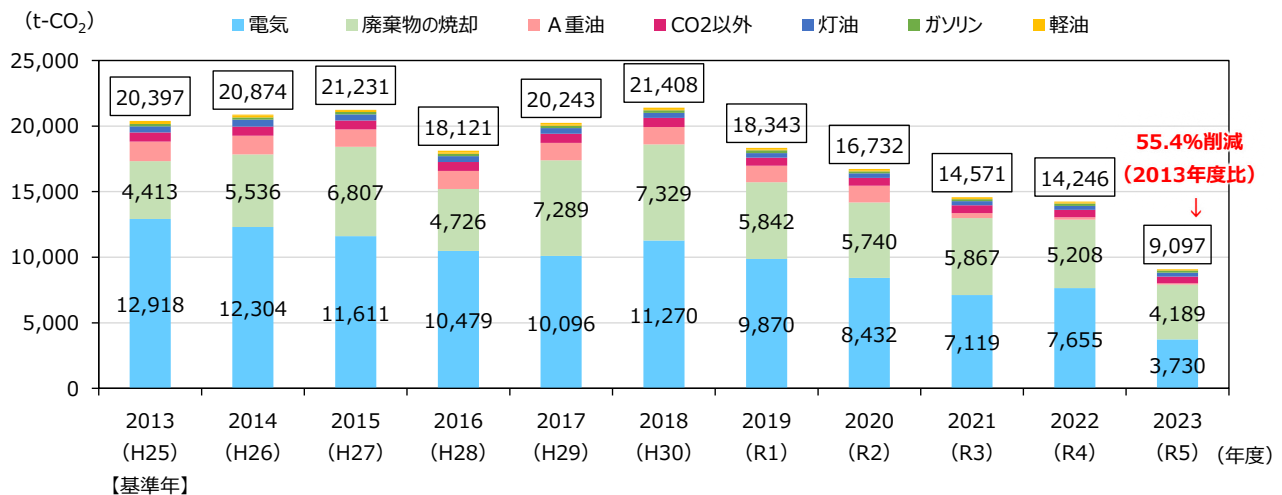


図 7-1 本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量推移

【注意】

現在、数値の見直し・更新を行っており、数値が変更する予定となっているため、ご留意ください。

② 区域の温室効果ガス排出量

本市の区域から排出される温室効果ガス量は、表 7-2 及び図 7-2 に示すとおりです。

本市では、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 41.8%削減することを目標として掲げています。2022（令和 4）年度時点では、機器の省エネ化や電力の使用に伴い排出される温室効果ガス量の低減が進んだことにより 27.9%の削減が進んでいます。

表 7-2 市域における温室効果ガスの排出量

（単位：千t-CO₂）

部門・分野	2013 (H25) 【基準年度】	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4) 【暫定値】
産業部門	623	584	590	584	546	557	496	489	476	478
製造業	615	576	580	576	538	549	489	484	471	474
建設業・鉱業	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3
農林水産業	3	4	6	4	4	4	4	2	2	1
業務その他部門	105	93	84	84	80	74	67	54	61	58
家庭部門	133	122	128	111	111	89	77	85	86	86
運輸部門	251	229	234	221	211	208	202	169	170	177
自動車	111	107	105	104	102	100	97	87	85	87
旅客	70	66	66	65	64	63	60	53	51	53
貨物	41	40	39	39	38	38	36	34	35	34
鉄道	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3
船舶	135	118	124	113	105	104	102	79	81	87
廃棄物分野（一般廃棄物）	6	7	8	6	8	6	9	8	7	6
合 計	1,117	1,035	1,044	1,006	956	933	851	805	800	805

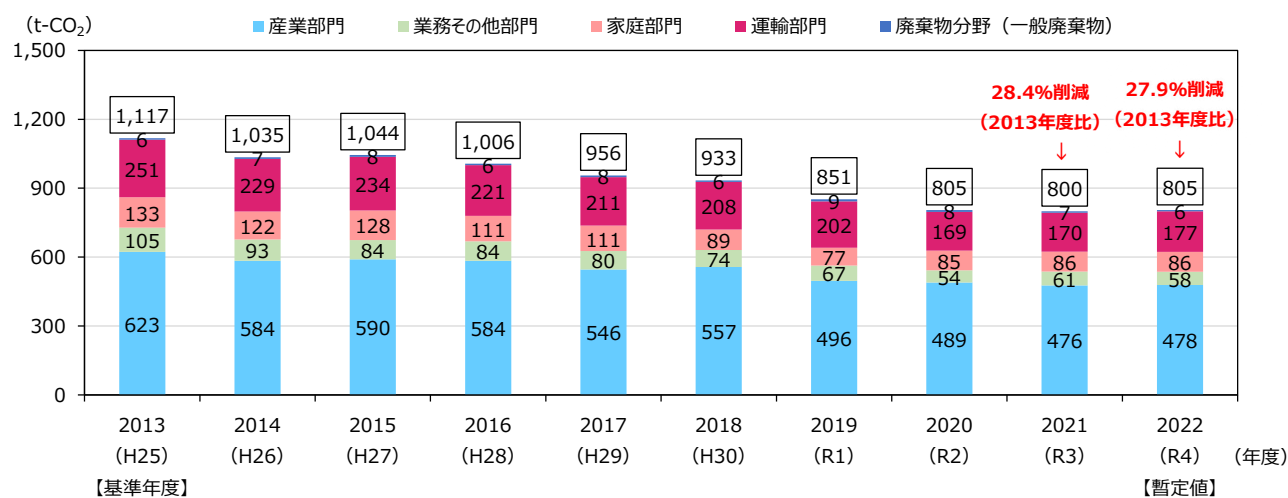


図 7-2 市域における温室効果ガスの排出量

(8) 再生可能エネルギー設備の導入状況

本市の再生可能エネルギー設備の導入状況は図 8-1、岡山県の再生可能エネルギー設備の導入状況は図 8-2 に示すとおりです。

本市では、2030（令和 12）年度における太陽光発電設備の導入目標を 127.3 千 kW として掲げており、2023（令和 5）年度時点で 70.2 千 kW の導入（岡山県全体に対して 2.78% を占める。）が進んでいます。

なお、本市の再生可能エネルギー設備はすべて太陽光発電となっており、10kW 未満が 9.9 千 kW、10kW 以上が 60.3 千 kW 導入されています。

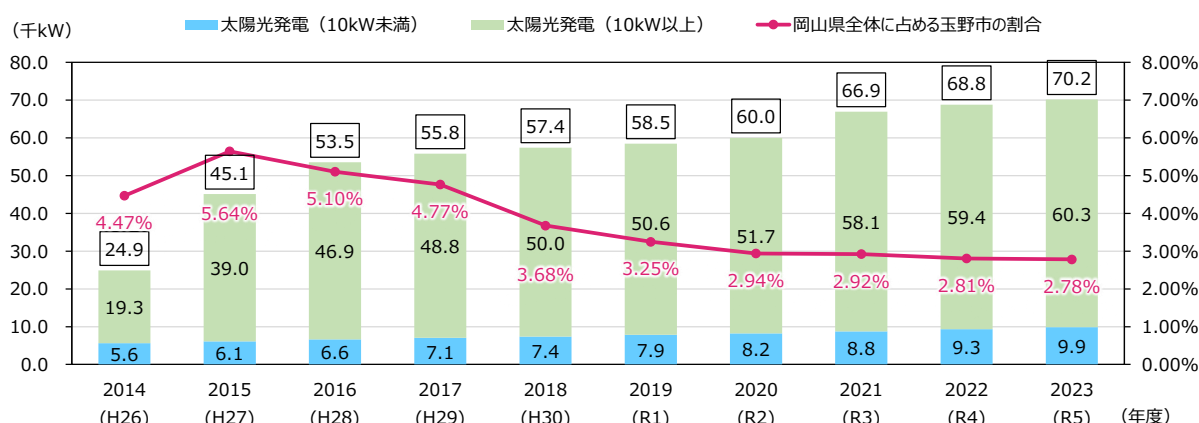


図 8-1 本市の再生可能エネルギーの導入状況

出典：固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト（経済産業省）

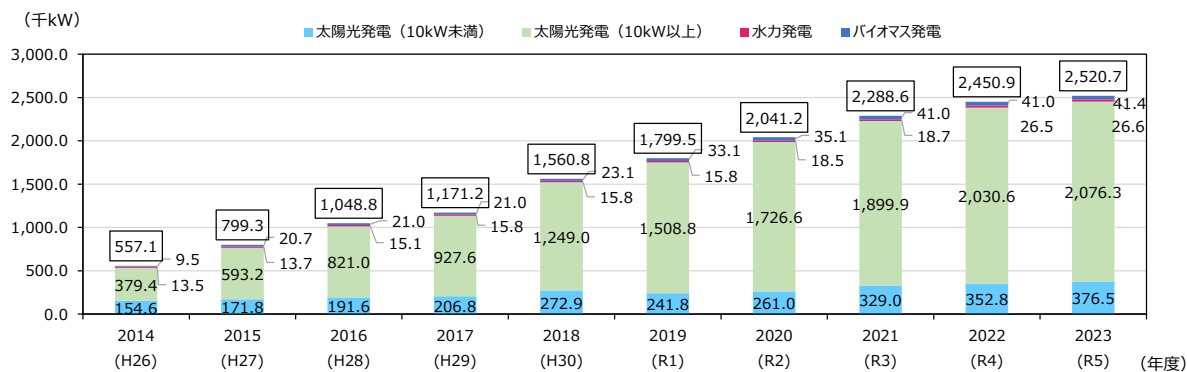


図 8-2 岡山県の再生可能エネルギーの導入状況

出典：固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト（経済産業省）

(9) 廃棄物

① ごみ排出量

本市のごみ排出量は図 9-1 に示すとおりです。

本市のごみ排出量は減少傾向を推移していますが、2022（令和 4）年度から家庭系ごみの有料化制度が導入されたため、急激に減少しており、2023（令和 5）年度には 18,525t まで減少しています。

このうち生活系ごみ排出量が 11,954t、事業系ごみ排出量が 6,571t となっており、生活系ごみ排出量が全体の 65.7% を占めています。

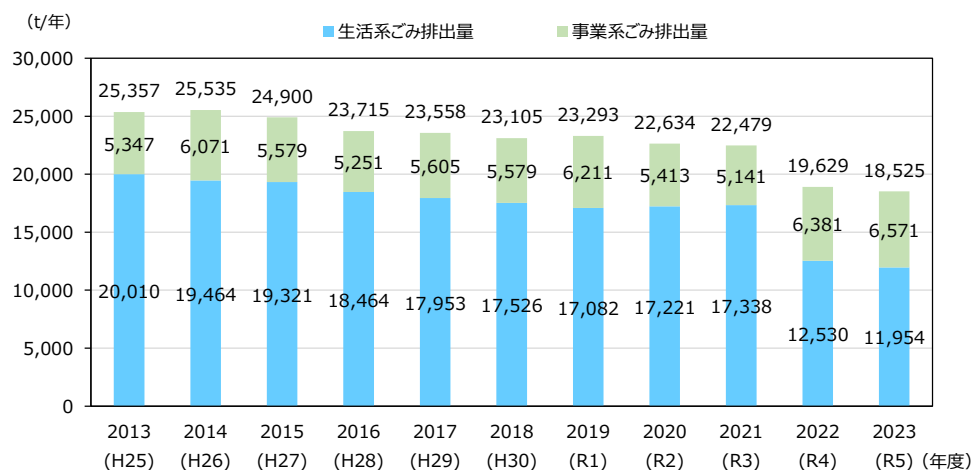


図 9-1 ごみ排出量

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

② 1人1日あたりのごみ排出量

本市、岡山県、全国の1人1日あたりのごみ排出量は図 9-2 に示すとおりです。

本市における 2023（令和 5）年度の1人1日あたりのごみ排出量は 955g となっており、岡山県の 923g、全国の 851g と比較して多くなっています。

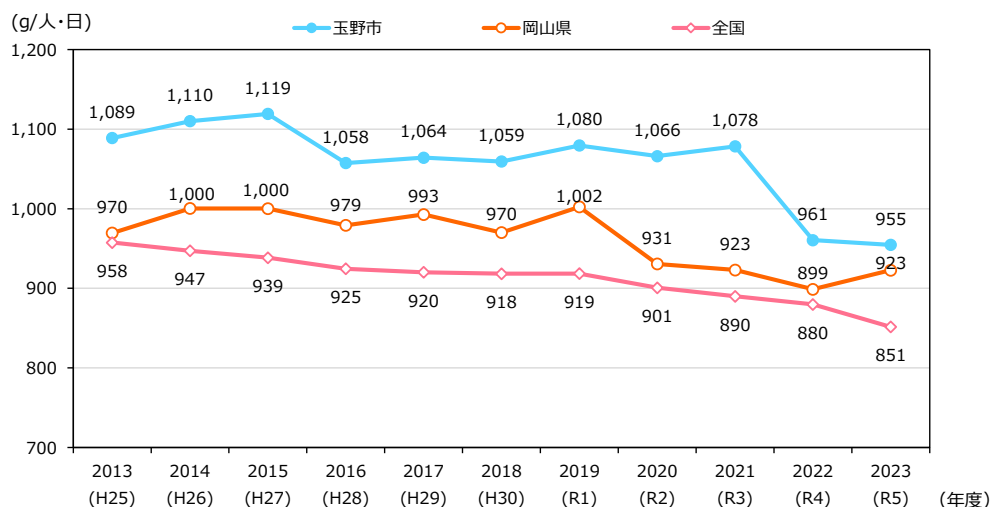


図 9-2 1人1日あたりのごみ排出量

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

③ リサイクル率

本市、岡山県、全国のリサイクル率は図 9-3 に示すとおりです。

本市における 2023（令和 5）年度のリサイクル率は 12.6%となっており、岡山県の 29.0%、全国の 19.5%と比較して低くなっています。

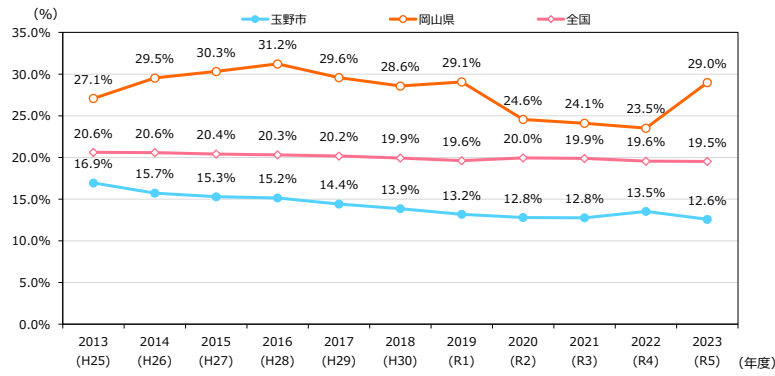


図 9-3 リサイクル率

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

④ 汚水処理

本市の処理形態別人口の推移は表 9-1 及び図 9-4、本市の過去 5 年間における汚水処理人口普及率及び下水道普及率は図 9-5 に示すとおりです。また、本市の汚水処理量の推移は表 9-2 に示すとおりです。

本市では下水道の整備が進んでおり、下水道普及率が岡山県・全国と比較しても高くなっています。

表 9-1 処理形態別人口の推移

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
計画処理区域内人口	〔人〕	63,246	62,474	61,681	60,930	60,079	59,328	58,558	57,579	56,485	55,486
生活雑排水未処理人口	〔人〕	6,737	5,920	5,381	5,042	4,646	4,279	3,952	3,749	3,400	3,184
計画収集人口	〔人〕	4,848	4,310	3,806	3,596	3,216	2,925	2,696	2,600	2,401	2,275
自家処理人口	〔人〕	91	64	64	16	0	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	〔人〕	1,798	1,546	1,511	1,430	1,430	1,354	1,256	1,149	999	909
生活雑排水処理人口	〔人〕	56,509	56,554	56,300	55,888	55,433	55,049	54,606	53,830	53,085	52,302
公共下水道人口	〔人〕	53,019	53,553	53,424	53,218	52,877	52,627	52,361	51,775	51,297	50,741
合併処理浄化槽人口	〔人〕	3,490	3,001	2,876	2,670	2,556	2,422	2,245	2,055	1,788	1,561

出典：玉野市一般廃棄物処理基本計画（2024 年 3 月、玉野市）

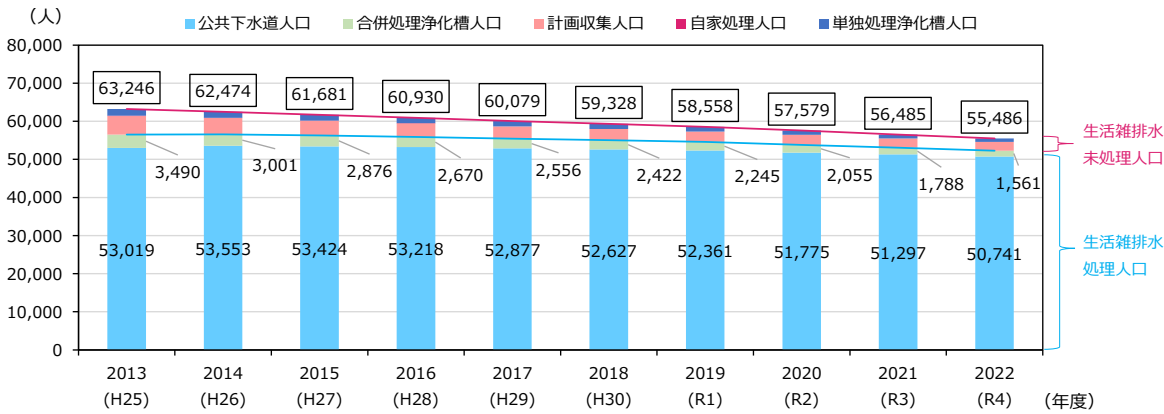


図 9-4 処理形態別人口の推移

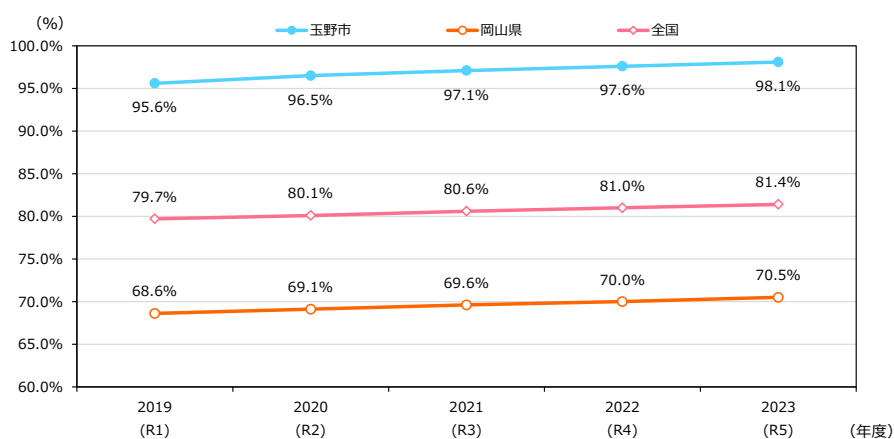
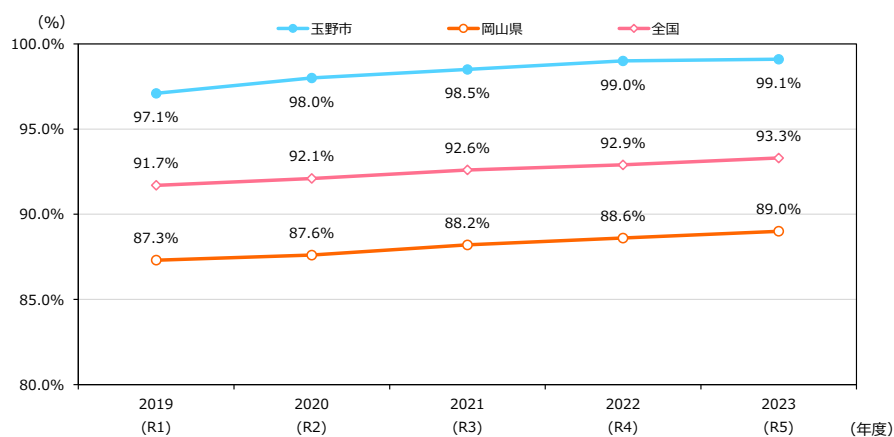


図 9-5 汚水処理人口普及率（上段）及び下水道普及率（下段）

出典：汚水処理人口普及状況（国土交通省）

表 9-2 汚水処理量の推移

（単位：k l）

区分 年度	し尿 収集量	浄化槽 汚泥 収集量	公共下水道 （玉野処理区） に係る有収水量	公共下水道 （児島湖処理区） に係る有収水量	合計
2014	4,760	6,096	4,148,210	1,666,133	5,825,199
2015	4,430	5,646	4,114,110	1,672,773	5,796,959
2016	4,151	5,483	4,150,773	1,709,526	5,869,933
2017	3,712	5,302	4,025,985	1,719,617	5,754,616
2018	3,609	5,151	3,956,999	1,716,888	5,682,647
2019	3,094	5,245	3,947,134	1,703,534	5,659,007
2020	3,180	4,743	3,914,358	1,754,780	5,677,061
2021	3,027	4,616	3,778,663	1,730,197	5,516,503
2022	2,778	4,431	3,746,762	1,687,338	5,441,309
2023	2,505	4,206	3,699,022	1,670,822	5,376,555
2024	2,366	4,211	3,742,444	1,668,359	5,417,380

(10) 公園区域

① 国立公園

本市は図 10-1 に示すとおり、自然公園法に基づいた瀬戸内海国立公園に指定され、大槌島、蛭子島、筏島が第1種特別地域に指定されています。

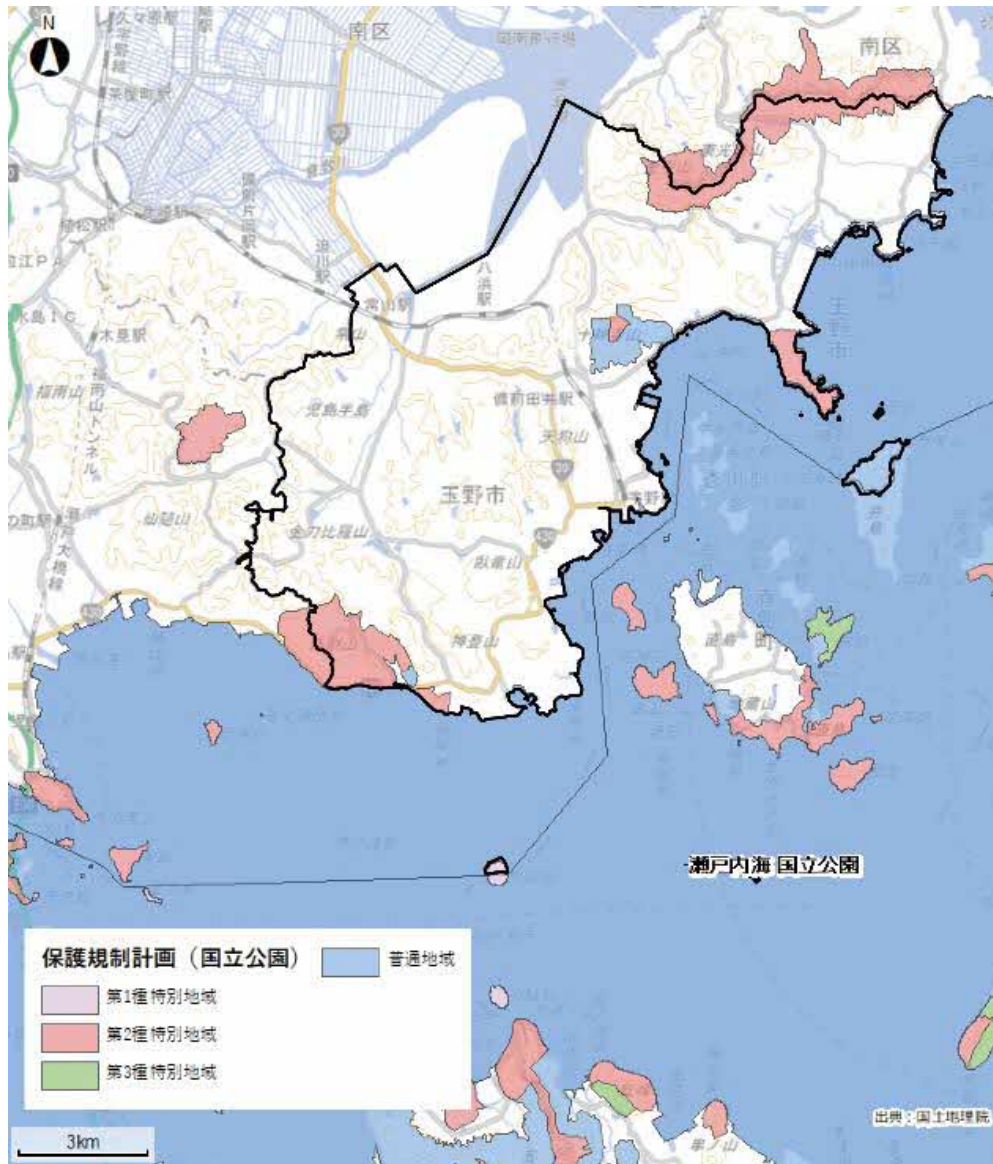


図 10-1 自然公園区域（国立公園）

出典：環境アセスメントデータベース [EADAS]（環境省）をもとに加工

② 都市公園

本市には、丘陵地の自然を活かした深山公園をはじめ、外遊びに適した様々な公園が200か所あります。

(II) 森林面積

本市の森林面積は表 11-1 に示すとおり、すべてが民有林となっています。

表 11-1 森林面積

(単位：ha)

	総数	国有林	民有林
2013年	5,929	-	5,929
2014年	5,928	-	5,928
2015年	5,928	-	5,928
2016年	5,928	-	5,928
2017年	5,838	-	5,838
2018年	5,838	-	5,838
2019年	5,838	-	5,838
2020年	5,838	-	5,838
2021年	5,838	-	5,838
2022年	5,838	-	5,838
2023年	5,838	-	5,838
2024年	5,824		5,824

出典：地域森林計画(参考資料)(農林水産課)

(12) 動植物の生息状況

ア. 動物

既存資料調査による玉野市内の動物の記録は表 12-1 に示すとおりであり、5 綱 16 目 31 科 40 種の動物の記録が確認されています。このうち、環境省レッドリストや岡山県レッドデータブックに記載のある希少な動物として、ハイタカやナゴヤダルマガエルなど 25 種が記録されています。

表 12-1 既存資料調査による動物の記録

区分	目名	科名	種名	環境省 レッドリスト2020	岡山県版 レッドリスト2025
哺乳綱	サル目	オカザル科	ニホンザル		
	コウモリ目	イタコ科	タヌキ		
		イタコ科	キツネ		
	ウサギ目	イナズナ科	ニホンイナズナ		
鳥綱	コウモリ目	サギ科	コサギ		情報不足
	カモ目	カモ科	オンドリ	情報不足 (DD)	準絶滅危惧
	カモ目	カモ科	オシロイ	絶滅危惧I類 (VU)	情報不足
			オシロイ	絶滅危惧I類 (VU)	
			ハイタカ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧I類
			ノスリ		
			ハイイロチュウ		準絶滅危惧
	コウモリ目	コウモリ科	コウモリ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧I類
	スズメ目	シショウクイ科	シショウクイ	絶滅危惧I類 (VU)	絶滅危惧I類
		ウグイス科	オオウグイス		
		ヒタキ科	ヒタキ		
		ヒタキ科	オオルリ		
		カササギヒタキ科	ササカササギ		準絶滅危惧
		ツリスカラ科	ツリスカラ		
	ホオノ科	ホオノ科	ホオノ		準絶滅危惧
			ノゾコ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
両生綱	シショウクイ目	シショウクイ科	カササギシショウクイ	絶滅危惧I類 (VU)	
	カエル目	カエル科	ナゴヤダルマガエル	絶滅危惧IB類 (EN)	絶滅危惧I類
昆虫綱	トンボ目	サエトトンボ科	フタスズメ	準絶滅危惧 (NT)	
		サエトトンボ科	オオサズメ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
		ヤマ科	ネアカヤマ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
		イロトンボ科	ハネロイロトンボ	絶滅危惧I類 (VU)	準絶滅危惧
	トンボ科	トンボ科	ハナツグトンボ		準絶滅危惧
			ナニワトンボ	絶滅危惧I類 (VU)	絶滅危惧I類
	カメムシ目	ミズミズ科	オオミズミズ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
	コウチュウ目	ホタル科	ホタル		
	ハエ目	ツリアカ科	トラツリアカ		絶滅危惧I類
	チョウ目	シロチョウ科	ツマクシチョウ	絶滅危惧IB類 (EN)	留意
		シロチョウ科	ウラミツシロ		準絶滅危惧
		タテチョウ科	オオタテ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
		ジヤノメチョウ科	ウラミジヤノメ本土亜種		
		タテチョウ科	シロツグミ	絶滅危惧IB類 (EN)	留意
クワ綱	クワ目	ヒメグモ科	ノゾミヒメグモ		絶滅危惧I類
		コガネグモ科	コガネグモ		準絶滅危惧
		コガネグモ科	カウコガネグモ		準絶滅危惧
5綱	16目	31科	40種	18種	25種

出典：レッドリスト・レッドデータブック（環境省）
岡山県版レッドリスト 2025（岡山県 自然環境課）

イ.植物

既存資料調査による玉野市内の植物の記録は表 12-2 に示すとおりであり、4 類 31 科 49 種の植物の記録が確認されています。このうち、環境省レッドリストや岡山県レッドデータブックに記載のある希少な植物として、ハマヒサカキやトキソウなど 47 種が記録されています。

表 12-2 既存資料調査による植物の記録

分類名	科名	種名	環境省 第5次レッドリスト (RL)	岡山県版 レッドリスト2025
シダ植物	ホムラヤ科	ミズ ワビ		
	ツガ科	オカグ マ		絶滅危惧Ⅰ類
	メダ科	ハラダ		準絶滅危惧
	サツショウ科	サツショウ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅰ類
	アカキ科	アカキ	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	絶滅危惧Ⅰ類
被子植物 双子葉類 離弁花群	タデ科	ヒメタデ	情報不足 (DD)	絶滅危惧Ⅱ類
		ヌカ タデ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類
	ゲリ科	ヒメツグミ		準絶滅危惧
	アカ科	マルバ アカ		準絶滅危惧
		イソノキ		準絶滅危惧
		マツ		絶滅危惧Ⅱ類
		ハマツツ		準絶滅危惧
	スミ科	オニ ス	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類
	ツバキ科	ハマヒサキ		絶滅危惧Ⅰ類
	モウセンゴケ科	イモモウ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
	ツツ科	キマン		準絶滅危惧
	ハナ科	ハナクサ		絶滅危惧Ⅰ類
	トウダイグサ科	カコノ		
	グミ科	ナツアサドリ		留意
	セリ科	ハマヒサキ		準絶滅危惧
被子植物 双子葉類 合弁花群	イマツ科	ハマツツ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
	ミツバ科	ヒメミツバ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類
		ガガフタ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類
	クマツツ科	ハマツツ		準絶滅危惧
	ツツ科	ナミツツ		準絶滅危惧
	ゴマハナ科	コキ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	準絶滅危惧
		ヒメコキ		準絶滅危惧
	キ科	ヒメキ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類
		ウキ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
		フナバ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
		ハマナ		絶滅危惧Ⅱ類
被子植物 単子葉類	トチカミ科	マルミツバ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類
		スダ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類
		トチカミ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類
		ミズ オハナ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒルムシロ科	コバ ヒルムシロ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類
	イハナ科	イトナ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類
	ホクサ科	オハナ		準絶滅危惧
	イネ科	クハナ		絶滅危惧Ⅱ類
		カミナ		準絶滅危惧
	ミクリ科	カミクリ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
	ヤツリ科	ウツ		絶滅危惧Ⅱ類
		オハナ		留意
		ミツバ		絶滅危惧Ⅱ類
	ツツ科	ヒメ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類
		ツツ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類
		ミズ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
		トナ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類
4類	31科	49種	24種	47種

出典：レッドリスト・レッドデータブック（環境省）
岡山県版レッドリスト 2025（岡山県 自然環境課）

(13) 鳥獣被害

本市の鳥獣捕獲数及び捕獲計画数は表 13-1 に示すとおりです。

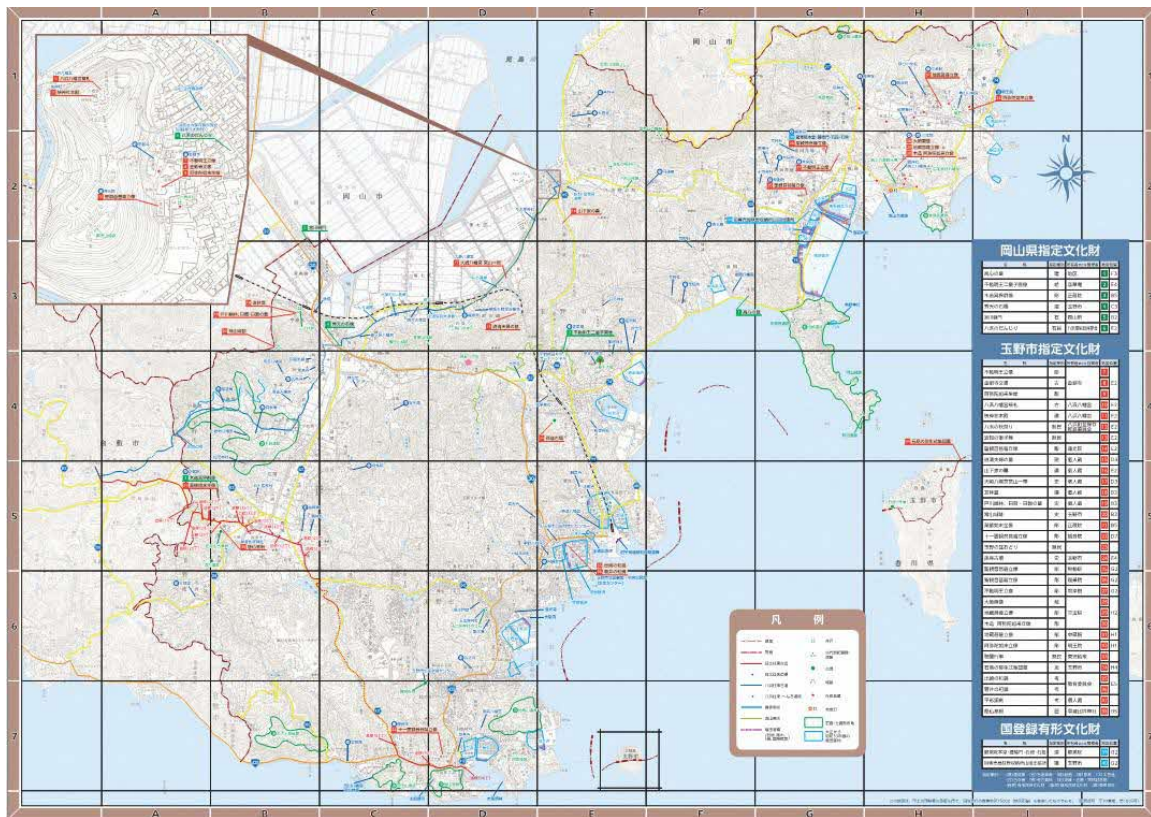
表 13-1 鳥獣捕獲数及び捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲数			捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	686頭	396頭	682頭	750頭	1,250頭	1,250頭
ヌートリア				30頭	30頭	30頭
ニホンジカ				5頭	5頭	5頭
ニホンザル				5頭	5頭	5頭
タヌキ				10頭	10頭	10頭
ハクビシン				5頭	5頭	5頭
アライグマ				5頭	5頭	5頭
ハシブトガラス ハシボソガラス				10羽	10羽	10羽
ニューナイスズメ、スズメ				10羽	10羽	10羽
ヒヨドリ				5羽	5羽	5羽
ドバト				100羽	100羽	100羽
カワウ				5羽	5羽	5羽
ヒドリガモ				5羽	5羽	5羽

出典：玉野市鳥獣被害防止計画（玉野市 産業振興部 農林水産課）

(14) 文化財

本市の文化財の位置図は図 14-1、文化財の種類・種別は表 14-1 に示すとおりであり、51 箇所の文化財を有しています。



出典：玉野市 HP

表 14-1 本市の文化財の種類・種別

(令和6年4月1日現在)

種類・種別	総 数	市指定	県指定	国指定	国登録
有形文化財	41	28	6	5	2
建造物	8	4	2	0	2
美術工芸品	0	0	0	0	0
絵画	2	1	1	0	0
彫刻	13	12	1	0	0
工芸品	12	5	2	5	0
書跡・典籍	0	0	0	0	0
古文書	2	2	0	0	0
考古資料	3	3	0	0	0
歴史資料	1	1	0	0	0
無形文化財	0	0	0	0	0
演劇、音楽、工芸技術等	0	0	0	0	0
民俗文化財	5	4	1	0	0
有形民俗文化財	1	0	1	0	0
無形民俗文化財	4	4	0	0	0
記念物	5	5	0	0	0
史跡	5	5	0	0	0
名勝	0	0	0	0	0
天然記念物	0	0	0	0	0

出典：社会教育課

(15) 観光

本市の観光入込客数は図 15-1 に示すとおりであり、2024(令和6)年の観光入込客数は1,624千人となっています。本市の観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時は減少しましたが、2023(令和5)年には過去最大となり増加傾向を推移しています。

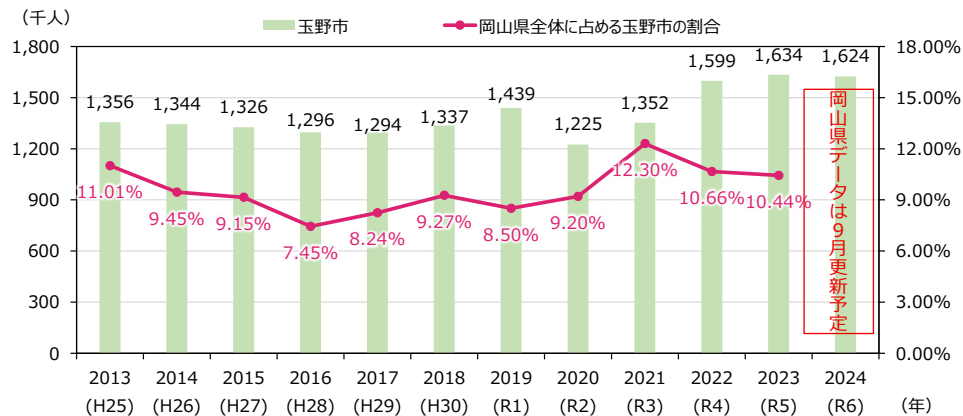


図 15-1 観光入込客数

出典：令和5年岡山県観光客動態調査報告書（岡山県産業労働部観光課）
令和6年玉野市観光入込客数（産業振興部商工観光課）

(16) 公共交通

本市の公共交通状況は図 16-1 に示すとおりです。

鉄道（JR 宇野みなと線）、路線バス（両備バス）、コミュニティバス（シーバス）が運行しており、これらを補完する交通としてデマンド型乗合タクシー（シータク）が運行しています。

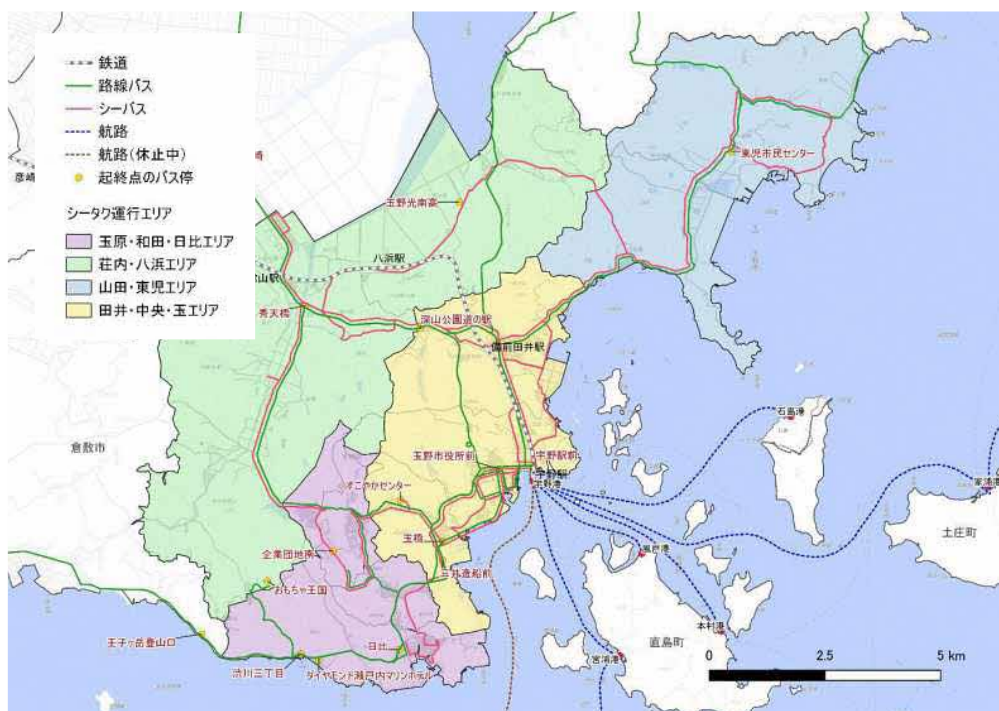


図 16-1 公共交通網

出典：玉野市地域公共交通計画（2022年6月、玉野市）
（2023年10月「地域公共交通計画と国補助金の連動化制度」に伴う一部改定）

① 鉄道

本市の鉄道乗車人員数は、図 16-2 に示すとおりです。

2019（令和元）年度までは各駅ともに横ばい傾向にあり、2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に利用者数が減少しましたが、その後は回復傾向にあります。

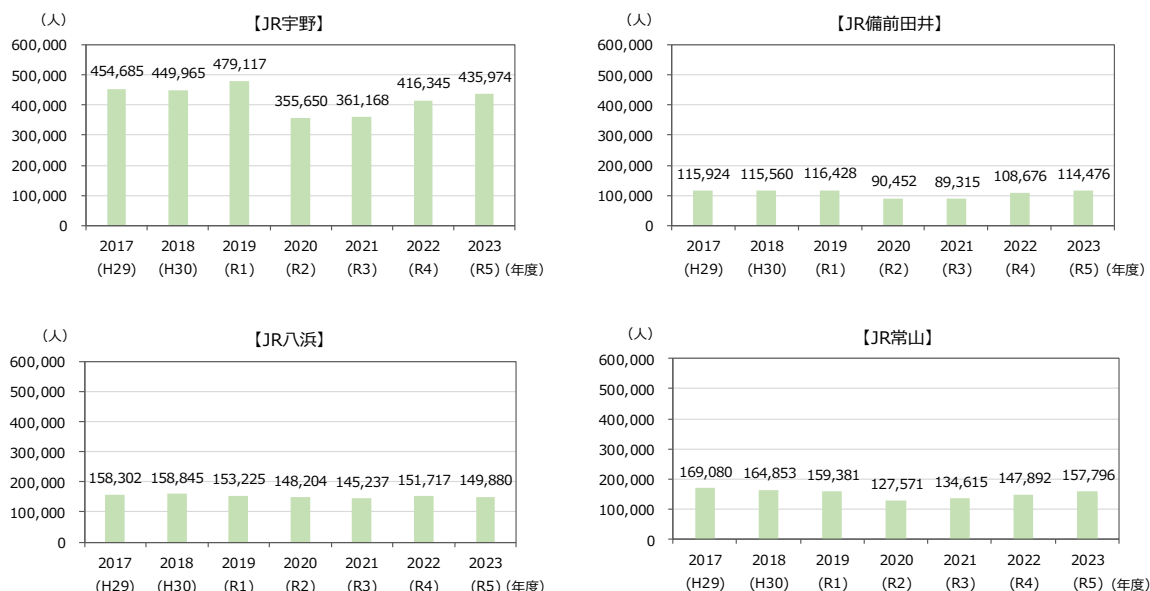


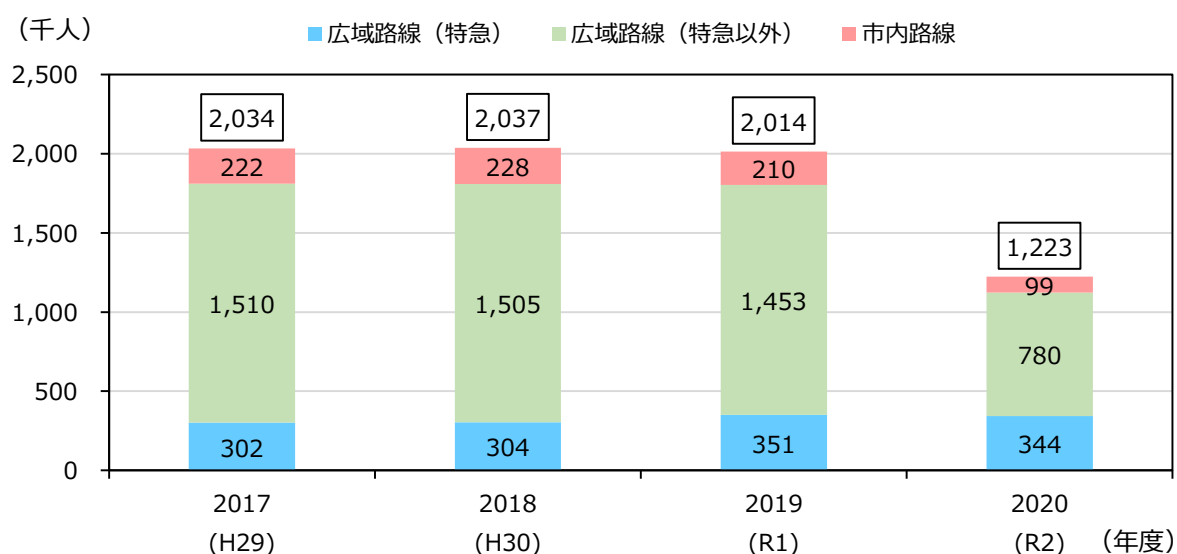
図 16-2 鉄道の乗車人員数

出典：西日本旅客鉄道(株)岡山支社企画課

② 路線バス

本市の路線バス輸送人員数は、図 16-3 に示すとおりです。

2019（令和元）年度までは横ばい傾向にありましたが、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減少しています。



※広域路線は玉野市外の輸送人員を含む

図 16-3 路線バスの輸送人員数

出典：両備バス

③ シーバス

本市のシーバス輸送人員数は図 16-4 に示すとおりです。

2019（令和元）年度までは横ばい傾向にあり、2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で輸送人員数は減少しましたが、その後は2019（令和元）年度以上の輸送人員数となっています。

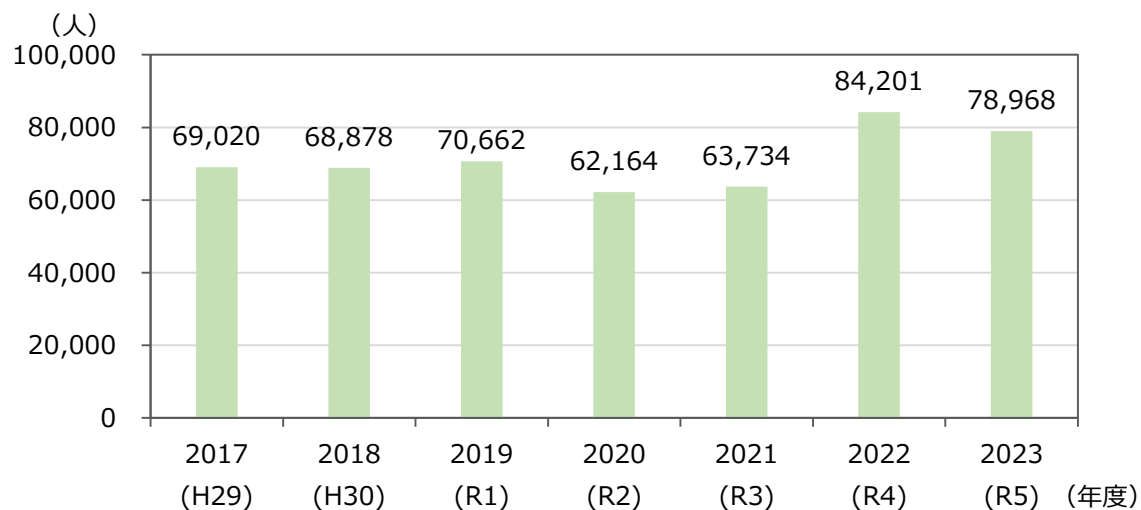


図 16-4 シーバスの輸送人員数

出典：公共施設交通政策課

④ シータク

本市のシータク輸送人員数は図 16-5 に示すとおりです。

2018（平成30）年度までは横ばい傾向にあり、2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で輸送人員数は減少しましたが、その後は回復傾向にあります。

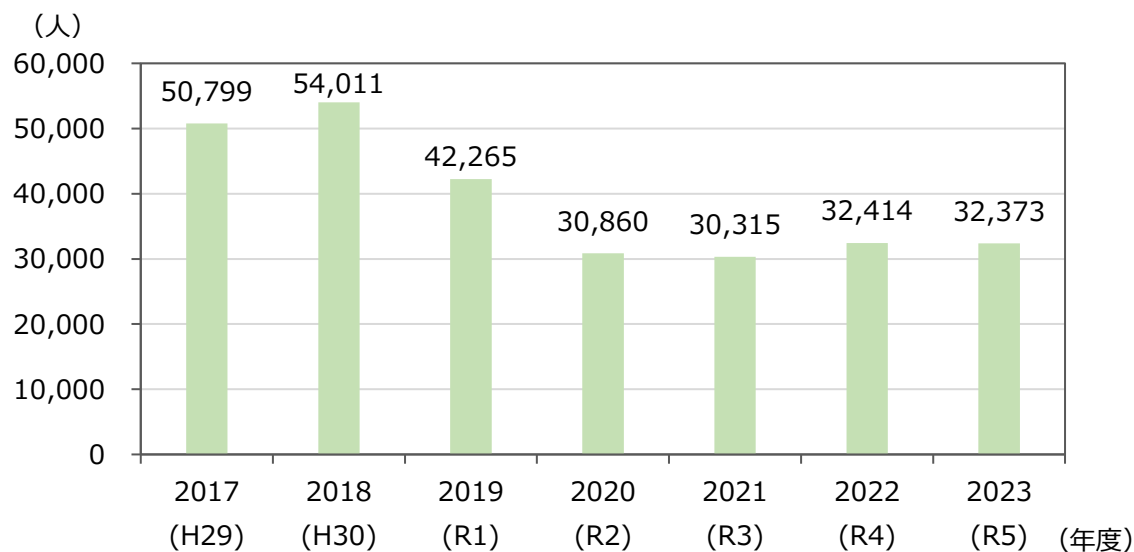


図 16-5 シータクの輸送人員数

出典：公共施設交通政策課

(17) 自動車保有台数

本市の自動車保有台数は、図 17-1 に示すとおりです。

本市における 2022（令和 4）年度の旅客自動車の保有台数は 36,774 台で、貨物自動車の保有台数は 7,472 台となっています。本市の自動車保有台数は、旅客自動車、貨物自動車ともに、減少傾向となっています。

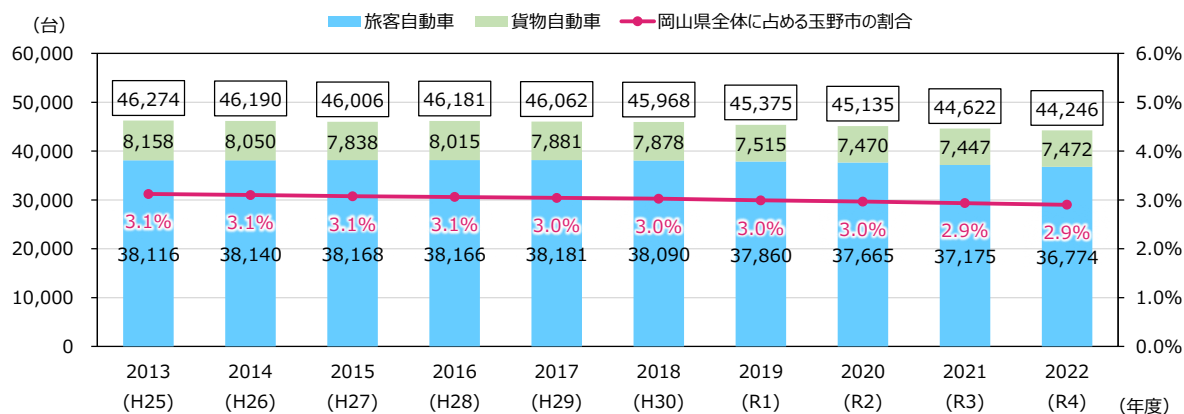


図 17-1 自動車保有台数

出典：市区町村別 自動車保有車両数（一般財団法人自動車検査登録情報協会）
市区町村別 軽自動車車両数（一般社団法人全国軽自動車協会連合会）

(18) 景観

県内にある多くの優れた景観を有する地域の中でも、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる地域や、新たに優れた景観づくりを行うべき地域を「景観モデル地区」として岡山県が指定しており、「渋川・王子が岳地区」がモデル地区として指定されています。

景観モデル地区内では、景観に影響を与えるおそれのある建築行為等について届出を受け、指導、助言、要請を通じ、優れた景観づくりを進めています。(図 18-1 参照)



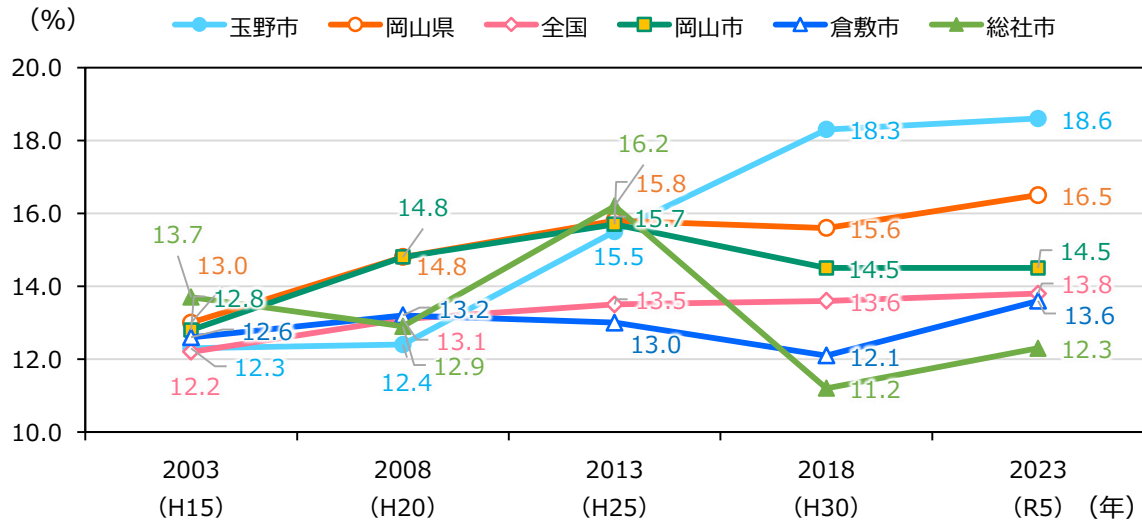
図 18-1 渋川・王子が岳景観モデル地区の指定区域図

出典：岡山県 HP

(19) 空き家率

本市の空き家率は図 19-1 に示すとおりです。

2023（令和 5）年の本市の空き家率は 18.6%となっており、県内の他自治体や岡山県平均、全国平均と比較しても、高い数値となっています。



出典：令和 5 年住宅・土地統計調査（住宅及び世帯に関する基本集計）結果の概要
（岡山県分 令和 6 年 9 月 25 日公表）

(20) 各種公害等相談状況

① 公害等に関する相談状況

本市の公害等に関する相談状況は表 20-1 及び図 20-1 に示すとおりです。

2023（令和 5）年度は 28 件の相談があり、「大気汚染」に関する相談が 16 件と最も多く、次いで「騒音」に関する相談が 7 件と多くなっています。

表 20-1 公害等に関する年度別相談状況

種類		2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
大気汚染	ばい煙に関するもの	5	4	9	18	18	13	10	5	11	15	33	16
	粉じんに関するもの	1		1		2			1				
	その他												
	小計	6	4	10	18	20	13	10	6	11	15	33	16
水質汚濁	工場排水に関するもの								2			1	
	畜産等に関するもの												
	その他	2	2	3	3	7	3	3	2	1	2		2
	小計	2	2	3	3	7	3	3	4	1	2	1	2
騒音	工場騒音に関するもの	3	4	1			1	2	2	3	1	1	3
	建設騒音に関するもの	1		1	3	2	2	1		1		3	
	交通騒音に関するもの												3
	その他		1	3	2		2	1	1	1		3	1
	小計	4	5	5	5	2	5	4	3	5	1	7	7
振動	工場等に関するもの												
	その他		1				1						
	小計		1				1						
悪臭	工場等に関するもの	2		2	2						1		1
	畜産等に関するもの												
	その他	1	3	2	2	1	2		2	2		1	2
	小計	3	3	4	4	1	2		2	2	1	1	3
その他		1	2	5	1	2		2				3	
合計		16	17	27	31	32	24	19	15	19	19	45	28

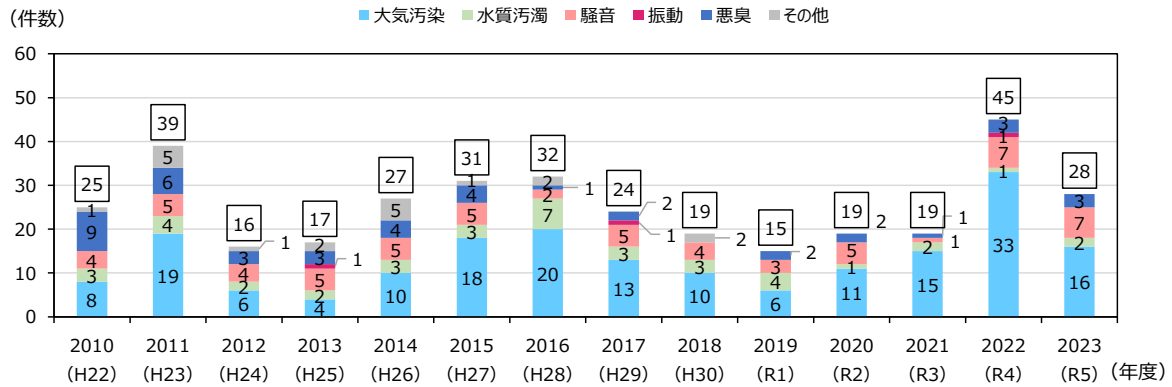


図 20-1 公害等に関する年度別相談状況

② 生活環境に関する相談状況

本市の生活環境に関する相談状況は表 20-2 及び図 20-2 に示すとおりです。

2024（令和6）年度は43件の相談があり、「動物（犬・猫）に関するもの」の相談が22件と最も多く、次いで「不法投棄」に関する相談が17件と多くなっています。

表 20-2 生活環境に関する年度別相談状況

種類 \ 年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
犬に関連する相談 (ペットの管理や野良犬の多さ、えさやりの防止の要望など)	12	14	12	5	7	6	3	1	4	5
猫に関連する相談 (ペットの管理や野良猫の多さ、えさやりの防止の要望など)	5	22	10	10	14	15	2	16	14	17
不法投棄に関連する相談	27	15	10	8	2	7	10	2	3	17
ごみの管理に関連する相談 (ごみステーションに関するものを除く)	7	4	5	1	6	3	1	1	2	3
浄化槽の管理に関連する相談	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
合計	51	55	37	24	29	31	16	22	24	43

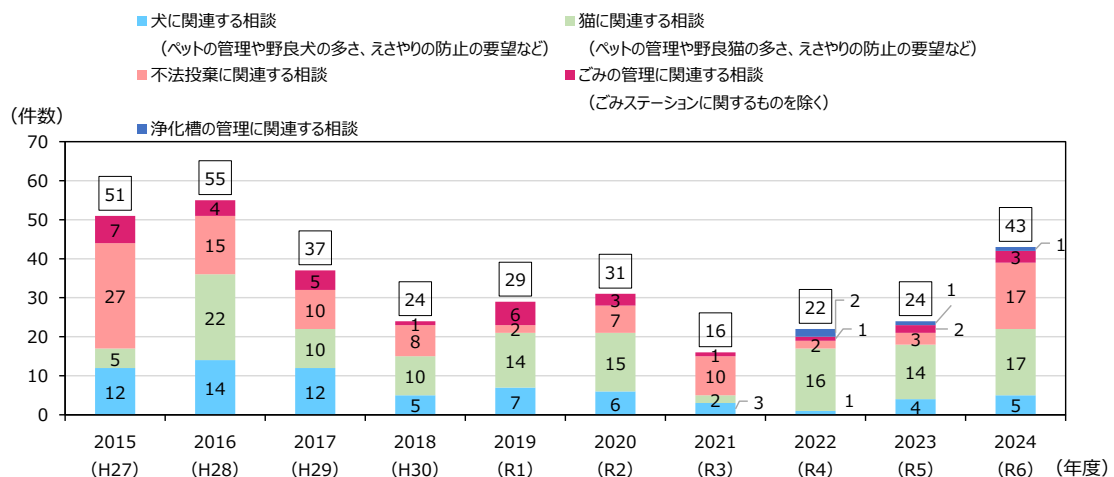


図 20-2 生活環境に関する年度別相談状況

2. 計画の策定方針について

資料 3-2 参照。